

## シベリアにおける民族的諸関係

—南シベリア遊牧民地帯を中心に—

原暉之

る。

はじめに

- 一 ロシア人①「異族人」関係史概観
- 二 ブリヤーチヤにおけるロシア化と抵抗
- 三 山地アルタイにおけるロシア化と抵抗
- 四 トウヴァの併合  
おわりに

はじめに

- 一 ロシア人②「異族人」関係史概観
- 二 ブリヤーチヤにおけるロシア化と抵抗
- 三 山地アルタイにおけるロシア化と抵抗
- 四 トウヴァの併合  
おわりに

はじめに

東のブリヤーチヤは、バイカル湖を取り囲む地域で、これがロシアに征服されたのは一七世紀半ばから後半にかけてである。ロシア帝国の行政区分ではイルクーツク県とザバイカル州にまたがっていたが、革命と内戦をへて、一九二三年にブリヤート・モンゴル自治共和国となり（一九五七年まで）、名称を変更して今日に至っている。面積約三五万平方キロ<sup>①</sup>、人口は八一万二三「五一」人、うち基幹民族たるブリヤート人が一七万八六六〇人を占める（一九七〇年センサスによる、以下同じ）。かつてはブリヤート・モンゴル人と呼ばれていたように、ブリヤート人はモンゴル人民共和国、内蒙古自治区の住民と同じモンゴル系に属する民族である。

シベリアの南部、モンゴル人民共和国との国境の北側一帯に、ブリヤートとトウヴァの両自治共和国、山地「ゴルノ」アルタイ自治州の三地域が東西に並んで位置している。

シベリアにおける民族的諸関係（原）

西の山地アルタイは、オーピ河源流の地域で、ここの中住民はかつて、「一七世紀初頭から一世紀半の期間にわたくてアルタイ山脈周辺から西北蒙古・天山北方の草原に發展した西モンゴル族オイラートの國家」<sup>(3)</sup> || ジュンガル・ハン国に朝貢したが、ジュンガルの内紛の時期にロシア領に編入された<sup>(4)</sup>。ここはロシア帝国の行政区分ではトムスク県ビスク郡に属したが、一九一七年に臨時政府のもとで同県バルナウール郡などの山麓地方とともに新設のアルタイ県の一部となつた。革命と内戦をへて、一九二二年にオイロート自治州となり（一九四七年まで）、これも名称を変えて今日に至つて。面積約九万平方キロ、人口は一六万八二六一人、うち基幹民族たるアルタイ人が四万六七五〇人を占める。アルタイ人は、「生活習慣やその衣服はもちろん、かれらの容貌に至るまでモンゴル的特徴が見てとれるので」かつてロシア人からは「アルタイのカルムク人」と呼ばれていた<sup>(5)</sup>。しかし言語系統上、チュルク系に属する民族である。

中央のトゥヴァは、北側をサヤン山脈、南側をタンヌ・オラ山脈によって仕切られたエニセイ河源流の盆地状の地域で、この土着住民は中国側からは唐努・烏梁海とか烏梁海と呼ばれ、ロシア側からはソヨートと呼ばれていた。今日のトゥヴァ、かつてのウリヤンハイ地方は、ジュンガル、

括し、その上で各地域の個性的歴史経過をそれぞれの特殊性として位置づけることも可能ではないだろうか。筆者の直接の関心は、シベリア・極東ロシアにおける革命と内戦・干渉戦を多様な全体として捉えることにあるが、シベリアの重要な構成部分をなす南シベリア遊牧民地帯において、とくに一九世紀末から一九一〇年代にかけての時期にかけて活発化した植民・ロシア化と、それに対する土着住民の対応の諸相を検討し、民族問題という角度からシベリア革命・内戦史に一定の展望を開くことが本稿の目的である。植民と抵抗という角度からの、すなわちロシア帝国・ソ連の不可欠の構成要素としての辺境 || 「民族地域」に視点を据えての、ロシア革命史の再検討という課題は、日本の歴史学においてようやく近年自覚的に追求されはじめたばかりであるといつてよい<sup>(6)</sup>。部分的に答えることにしかならないが、この課題を念頭に置いて論をすすめたい。

筆者の当面の関心は右に設定した比較的短い時期である。しかし、民族問題にあつては悠久の歴史そのものがきわめて重要な位置を占めている、とも言える。そこで、各地域での一九世紀末以後のロシア化と抵抗の諸相を検討する前に、それ以前の時代のロシア人と土着住民との関係を概観することからはじめることにしたい。

### シベリアにおける民族的諸関係（原）

次いで清朝の支配をうけ、サヤン山脈がエニセイ県の南端、露清国境をなしていた。しかしロシアはこの国境外の地域にも植民活動をすすめ、辛亥革命後の邊境における中の弱体化に乗じて、一九一四年にロシアの保護領とした。革命と内戦をへて、一九二一年にタンヌ・トゥヴァ人九四四年にソ連邦に加わり（以後一九六一年まで自治州）、今日に至っている。面積約一七万平方キロ、人口は二三〇〇八六四人、うち基幹民族たるトゥヴァ人が一三万五三〇六人を占める。トゥヴァ人もモンゴルの強い影響を受けたとはいえ、言語系統上、チュルク系に属する民族である。

以上三つの地域は、今日でこそ右に挙げた人口構成に示されるように（とくに前二者）、ロシア人を中心とする非土着的勢力の進出が顕著だが、古来、圧倒的に遊牧民の世界をなしていた。三地域の土着住民は、遊牧文化、土着信仰としてのシャマニズムという共通項をもち、モンゴルとロシア、ラマ教とキリスト教の両勢力・両文化のはざまにあって、三者三様の個性的歴史経過をたどりつつも、全体としてロシアの影響下に組み入れられてきたという共通の過去を共有している。このような括り方は、ソ連の歴史学でも、日本の歴史学でも通例とされていないが、右の理由から以上三地域をひとまず南シベリア遊牧民地帯として

ソ連の歴史学において、一般に民族問題の扱いは政治的・イデオロギー的要請を最も鋭敏に反映する領域であり、右の地域に関しても、まさにこのことがいえる。この問題を扱うには、単に近年のソ連の学界動向を攝取すれば済むというような安易な態度で臨むことは許されず、先行する時代の評価の検討によつてそれを相対化する必要がある。シャシコフ、オゴロドニコフ、マメト、カボ、といった帝政期から一九三〇年代にかけての歴史家の仕事に注目するには、それ故である。以下では、不十分ながら、ソ連史学における民族問題の評価の変化に留意したい。

#### 註

- (1) 今日のウスチ・オルダ・ブリヤート民族管区を含むバイカル湖西岸一帯とアガ・ブリヤート民族管区も、かつてはブリヤート・モンゴル自治共和国に含まれていたので、面積は一九二六年当時三八・五万平方キロあつた（*Большая советская энциклопедия* [ изд. 1-й. ], т. VIII, М., 1927, стр. 221-222）。ブリヤート民族にとっていずれも重要な兩地域が切り離され、イルクーツク州とチタ州に移してしまったのは一九三七年であった。このことに注意を喚起しているのは、田中克彦『言語の思想』（日本放送出版協会、一九七五年）である（一五九ページ）。
- (2) *Итоги Всесоюзной переписи населения 1970 года.*

二人、三万三一一七人である (Tam Jke, strp. 87, 128)。

(3) 若松寛「オイラー族の発展」、「岩波講座・世界歴史」<sup>13</sup>

(一九七一年)、七三ページ。

(4) 佐口透『ロシアとアジア草原』(吉川弘文館、一九六六年)、一四一一四三ページ。

(5) ウノ・ハルヴァ (田中克彦訳)『シヤマニズム——アルタイ系諸民族の世界像——』(三省堂、一九七一年)、三ページ。

(6) この経過については、寺島英明「『独立』から『自治共和国』までのタソヌ・トウワ」、「中嶋敏先生古稀記念論集」(同記念事業会、一九八〇年)、七五五一七七五ページ。

(7) 近刊の護雅夫・神田信夫編『北アジア史(新版)』(山川出版社、一九八一年)では「現代のモンゴル」の章で「現代モンゴル」からほみ出しているブリヤーチヤとトカヴァの革命前から現代までの歴史に一定のページが当てられる

一方、それ以外の「シベリア諸民族」を扱う章ではロシア進出以前に限定されている。これらの地域が言及されることが自体が旧版、江上波夫編『北アジア史』(一九五六六年)に比べて格段の進歩ではあるが、諸地域の統一的把握という点で依然問題を残している。では同じ叢書の一冊でやはり近刊の、岩間徹編『ロシア史(新版)』(一九七九年)はどうかといえど、征服後のシベリア諸民族の動向などほとんど何の言及もない。『東洋史』と『西洋史』を截然と分かつことの宿弊は、ここにも現われている。

(8) 青木節也氏の研究、①「少数民族の歴史と現在」、『ロシ

ア史研究』29 (一九七九年)、②「ユーラシア革命の現代史によせて」、同誌31 (一九八〇年)、③「ロシア革命における植民地の運命によせて」、『季節』4 (一九八〇年)、から示唆を与えられたことを記しておきたい。

## 一 ロシア人II 「異族人」関係史概観

エルマークの遠征によって端緒を開かれたロシアのシベリア進出が急速であったことはよく知られている。この点について、著名な東洋学者バルトリードは、「ロシア人が太平洋岸へ現われたのは、エルマークの遠征から約六〇年の後であった。即ち、シベリアというとてつもなく広大な地方の全部を征服するのに僅か二世代を要しただけである」と書いており、またこれに倣つて、阿部重雄氏も、「こののち「エルマーク戦死後」、彼の業績がきっかけとなつて、豊かで広大なシベリア全域がロシア領となるのに半世紀あまりしか要しなかつた」としている。しかし、「二世代」でシベリアの「全部を征服」したというのは、明らかに誇張であり、誇張でないとすれば土着住民のロシア人に對する抵抗を軽視した表現であろう。ロシアのシベリア進出は、行政・軍事・通商の拠点たるべき冬営所「ジモヴィエ」や柵「オストロク」を足場としたが、それらの武装拠

点はさし当り、「長期にわたつてシベリアの果てしない異族人の海に浮かんだ諸小島」<sup>14</sup>に過ぎなかつた。しかも「二世代」かかるて進出しえたのはかなり北に偏した地域であつて、南部への進出は遊牧民の抵抗ゆえに決して一挙には達成しえなかつたことに注意すべきであろう。

東シベリア南部では、一六二〇年代にエニセイスク、次いでクラスノヤルスクからの遠征隊によつて開始されたアシガラ河上流への進出が、ブリヤート人の「勇猛果敢な反抗」のために困難をきわめ、イルクーツクに冬営所が築かれたのは一六五二年、さらにウダ(のちのヴェルフネウデンスク、ウランリウデ)に柵が築かれたのは一六六六年であつた。結局、プレド「前」バイカリエとザ「後」バイカリエの両地方のブリヤート人を征服するには、一六八九年のネルチンスク条約によつてそれが終結するまで、ほぼ六〇年を要しているのである。<sup>15</sup>

西シベリア南部ではどうか。三上正利氏が正しく指摘しているように、「西シベリアの森林帯の部分は、ほぼ一六世紀末までに征服されたが、それ以南の森林ステップ帶およびステップ帶へは、遊牧諸民族の強い反撃があつて、きわめて徐々にしかロシア人の進出は進まなかつた」のであり、「十八世紀の半ばごろによつやくロシア人の進出前線が「ほぼ森林ステップ帶の南限に達する」」のである。実際、

西シベリアの行政・軍事の中心は長らくトボリスクであり、そこから出撃したイヴァン・ブルルツの遠征隊によつてオムスク要塞が築かれるのはやつと一七一六年のことである<sup>16</sup>(しかもこれは、ジュンガル・ハン国との境界地点に設けられた前進基地が包囲された末、退却の途中で築かれたのであって、この点にも当時のロシアとジュンガルの力関係が示されている)。さらにこれを起点としてウスチカメノゴルスクにまで延びるイルティン要塞線が完成するのは一七五〇年代のことである<sup>17</sup>。この要塞線がほぼシベリアとカザフスタンの境界をなすのであるから、シベリアの南部を含む全域(ひとまずアムール流域は別として)をロシアの領土とするには、太平洋岸への到達からさらによつて世紀を要したとみるべきなのである。なお、その間、「アルタイのカルムク人」がロシアの主権下に入つたのは一七四〇年とされている。

一六一七世紀にロシアに編入されたシベリア土着住民とその概数は、次のようにあつたとされている。オーピのウゴール人と北方のサモディイ人(三万六〇〇人)、北方のツングース人(三万六二〇〇人)、ユカギール人と北東のパレオアジアートとエスキモー人(三万四七〇〇人)、ケト人(五六〇〇人)、北方チュルク語系住民(四万九七〇〇人)、モンゴル語系住民(三万七二〇〇人)、さらに、

満州人・南方・ツングース人・ニヴフ人・アイヌ人。以上を合計すると一七世紀末までに被征服民は約二〇万人ということになるが、これに対してもシベリアに進出したロシア人住民は一七世紀末までに早くも土着住民を数の上でも凌駕した。<sup>10</sup> 因みにその後のシベリア土着住民とロシア人その他の到来者との人口構成比は、一八世紀末（一七九六一九七年）時点で三六・三万人対五七・六万人（三九対六一）、一九世紀末（一八九七年）時点で八七万人対四八九万人（一五対八五）、革命前（一九一一年）時点で九七・三万人対八三九・三万人（一〇対九〇）となり、前者の比重は減少の一途をたどった。

征服後の土着住民とロシア人行政・軍事権力との関係については、それがヤサークの貢納者と徵發者の関係であったことはよく知られているが、それ以上のことに論及している日本の研究者はほとんどない。わずかに、加藤九祚氏が『シベリアの歴史』の中で、土着住民がヤサークのほかに駅通・荷駄運搬を分担させられたこと、征服者が「ヤサクの滞納や反抗をするものから妻子をとり上げ、これを自分の奴婢とし、あるいは売買したり、洗礼をさしつけて農奴として欧露に送つたりした」ことを指摘しているのが例外である。この指摘は公正なものである。ところで、比較的最近になって、山本敏氏はある通史の中の「シベリア史概

『カルムイクのところへ』、『ムンガルのところへ』、『ボグドの人びとのところへ』去り、シベリアのかつて放棄した場所へ戻つて来た者はごくわずかだつた<sup>15</sup>、と歴史家オゴロドニコフは書いている。

次に、「現地住民の強制労働を用いるプランテーションが発生しなかつた」か、という問題について述べることにする。たしかに、征服後の西シベリアに設けられた官営耕地〔「ゴスダレヴァ・バシニヤ」〕の耕作が、もっぱら沿海地方〔ヨーロッパ・ロシア北東部〕から移住したロシア人農民移民によって担われたことは、シュンコフの先駆的業績によつて明らかにされている。しかし、土着住民の強制労働が全く利用されなかつたのではない。オゴロドニコフによれば、「ヤサークのほかに異族人は種々の現物貢納義務を課せられたが、それはかなり多種多様であり、彼らにとってすこぶる負担の重いもの」であり、なかでも「官営耕地の耕作は最も重いシベリア異族人の貢納義務であつた」。彼らはエルマークの遠征の当初、ヤサークを免除されて農耕に従事したが、「慣れない重労働と糧食の不充分さのために耕地の異族人のあいだに著しく死亡率が高まつた」のに加えて、反乱を恐れた当局によって斧なども含む「禁制品」の販売厳禁措置の結果、「耕地の異族人の困難な状況は一層悪化した」。こうして、労働力現地調達の試みは結

観」において、「シベリアにおいては、現地住民の強制労働を用いるプランテーションが発生しなかつた」とし、「そのことで、ロシア人と現地諸民族のあいだにはげしい社会問題をひきおこすことはなかつた」とさえ断言している。<sup>14</sup> このように、シベリアは恰も植民地に固有の収奪や隸属とは無縁であるかにとらえた上で、土着住民はヤサークを負担もしたが「農耕・畜産の技術をロシア人から学」びもした、というのが氏の提示する歴史像のようである。

ロシアのシベリア征服に対する土着住民の抵抗は長期にわたつて、各地で噴出した。抵抗の噴出の内的・外的条件も多様であるが、例えれば「動乱」と呼ばれる一七世紀初頭のロシア本国における無政府状態が植民地における反乱に有利な条件をつくりだしたことは注目される。また本稿の主題との関連でいえば、ロシアの支配下から国境の南の遊牧民国家へ逃散するという抵抗の形態も見られたことが興味深い。「隣接する諸国への逃散は南部シベリア辺境に住む異族人にとって、とくに好都合であった。シベリアからの現地住民の退去は時として険惡の相を呈した、というのも、クズネツクのタタール人〔今日のショル人〕、ブリヤート人、ツングース人、さらにはラムート人〔今日のエヴエン人〕や遠方のニカギール人さえ、地方当局の暴力や掠奪に憤激して、好機さえ到来すれば大挙して国境を越え、

局不成功に終ることになる。しかし、この不成功は一六世紀末一七世紀初頭の西シベリアの具体的諸条件の中に歴史的に位置づけられるべきであつて、土着住民の農耕技術の欠如に一面的に帰着させるのは不当であろう。

ところで官営耕地における土着住民の使役の問題は、植民地被征服民の隸属という、より大きな問題の一部にすぎない。

シベリア征服の結果、被征服民の一部が奴隸に転化したこと、しかもそのようにして成立した奴隸制が一八世紀末まで存続したことは、帝政期および革命後ある時期までのソ連の歴史学では重視されていた。シベリア地方主義の黎明期の歴史家シャンコフはこの問題に並々ならぬ関心を寄せた。革命後も例えばオゴロドニコフは、「地方当局はロシア人の役人の助けをかりて平和な異族人の集落を襲い、その中から捕虜」<sup>18</sup>「ヤスイリ」を掠奪し、彼らを奴隸「ホーリー」に転じたことを指摘しているし、エヌ・スハノフは、シャンコフの研究によりつつ、「いわゆる『ヤスイリ』、すなわち、武人〔ラートヌイエ・リュード〕による生きた商品の暴力的掠奪は、シベリア征服の最初の日々にはじまり一八世紀末に至るまで、シベリア各地でみられた現象であつた」と書いている。「ヤスイリ」の「ホロー」への転化、また被征服民の奴隸化の方法としての「強

制的洗礼」なる形態の存在は、一九四〇年に刊行されたクドリヤフツェフの大著でも指摘されている。<sup>(20)</sup>

この問題についての最も本格的な論及である、一八六九年に発表されたシャンコフの注目すべき論文「シベリアの奴隸制」の概要を摘要しておこう。

シャンコフは、被征服民の婦人の奴隸化から記述をはじめている。「何よりもまずロシア人に必要とされたのは女たちであった。」「異族人の征服や反乱鎮圧にさいしてロシア人は通常彼らの女たちを捕虜とした。」「異族婦人「イノロートカ」の掠奪は戦時だけでなく平時にも実施された。」「好色淫蕩な往時のシビリヤーク住民は彼らがこの地に出現した時から、多妻制をここにもたらした。」「平のカザークさえ数人ずつの妾をかこっていた。」「異族婦人を入手するのはいとも容易であった。」「軍政官「ヴォエヴォーダ」その他の顯官らは……妾の人数でも売買の規模においても部下をはるかに凌駕していた。」「これらの女たちは時には賄賂として商人や役人により軍政官に与えられた。」「しかし軍政官は自分の個人的需要のための異族婦人の掠奪では満足せず、売るために彼女たちを集めている。」「軍政官は……売春宿の経営もした。」こうして「異族婦人の奴隸化」は「性的本能の満足だけでなく商業利潤をもたらし、「無料の働き手」を手に入れるという「一挙両

住民をも対象にして、「上は軍政官から、下は最後の小商人に至るまで、すべての身分のシビリヤークが掠奪を行なっていた。」「当時の文書に恒常的に述べられているのは、シベリアでは種々の役人、商工民「ボサートスキエ・リューチ」が『異族人から暴力によって妻や娘、幼児を取り上げ、自分の手元において』奴隸にした、ということである。」ロシアの法制度は一七世紀を通じて、さらに一八世紀初頭にさえ、奴隸所有の禁止を繰り返したが、上からの命令は無視され、「この悪は存在し続けた」のであった。

シャンコフによれば、奴隸売買はシベリアで大いに発展し、いくつかの集散地点が存在した。北東地方ではヤクーツクがそれで、その市場にはオホーツク、カムチャトカ、アナドウイルなどから奴隸が運ばれた。ザバイカル、イルクーツク、エニセイ地方ではエニセイスクが一七世紀における奴隸売買の中心地であった。西シベリアではトムスク、チュメーニ、トボリスクにもかなりの奴隸市場があつた。「あれこれの市場で、奴隸はシベリア向けのみならず、ロシアに運び出されるためにさえ、買われていった。」

しかし、シャンコフによれば、「一八世紀半ばまで、奴隸制はきわめて広範な規模にまでシベリアで発達することはできなかつた。」「なぜなら、奴隸は家内労働のためにのみ必要とされ、輸送の道具、馬の補助として使役されてい

得を奴隸主にもたらした」のであつた。<sup>(21)</sup>

シャンコフは次に、種々の重い「国家的貢納義務」が被征服民に課せられたことを指摘している。「ウラルから太平洋までの広漠たる地方を踏破するにさいし、道路を開き、ぬかるんだ低湿な沼地に丸太径を設け、要塞と柵を築き、ロシアから糧食を運び、その他、公共の事業を実施するに当つて、ロシア人は、部落「ウルース」ぐるみの国家の奴隸を労働に驅り立てながら、広い規模で異族人の力を利用した」（強調原文）。しかし被征服民の奴隸労働がより強度に使役されたのは「公共事業」よりも「私的事業」であつて、とくに橇や曳船綱の引き手といった運搬労働と家内労働がその中心をなした。

シャンコフは、「捕虜はほとんどの遠征の度ごとにしばしば大量にかき集められた」ことを指摘している。一五九六年のバシキリヤ遠征では、多勢の捕虜の一部は処刑されたが、「大部分はシベリアの諸都市へ奴隸として売られた。」一六一八年のエニセイスク軍政官フリップノフのブリヤーチヤ遠征では、ブリヤーチ人の女、子供を捕虜として連れ帰つた。ハベーロフのアムール遠征では、襲撃の度ごとに次つぎにロシア人はダウリヤの女・子供を捕えて「ヤスイリ」にした、等々。さらに、征服や反乱鎮圧時だけではなく、「全く平和な、何らの反乱企図の容疑もない」

隸供給源となつた」からである。<sup>(29)</sup>

このような条件の下で、一八世紀半ば以後、「シベリアに貴族<sup>リ</sup>奴隸所有者身分が形成されはじめた」とシャシコフは書いている。シベリア南部の穀物需要が伸び、農業労働力としての奴隸の取引価格が上昇しはじめた。「農業の発展はシベリアの奴隸制に新しい力を付与した。だからもしも政府が奴隸制を廃止せず、それがシベリアにおける製造業や金鉱業の発展まで存続していたならば、その規模は顕著に増大したであろう。」しかしシベリアの奴隸所有者が「わが世の春を謳歌していた」とき、ペテルブルクでは奴隸解放が立案されていた。一八〇八年の勅令が最初の一撃となつた。貴族<sup>リ</sup>奴隸所有者の抵抗があり、種々の留保が加えられたが、結局一八二五年と二六年の勅令ですべての奴隸の解放の期限が定められた。「奴隸制は崩壊したが、完全にではない。実際にはその特殊な形態が廃止されたのであって、カバラ<sup>リ</sup>〔債務奴隸〕の形態では、それは今日までシベリアに存在する」と、シャシコフは論文の締めくくりに書いた。

植民地被征服民の隸属は、近年のソ連の歴史学では、つとめて小さく扱われ、後景に退けられているよう見えれる。多巻本『シベリア史』では、征服以前の時代にヤクーチヤやブリヤーチヤの一連の部族紛争で捕虜が奴隸〔ラ<sup>リ</sup>〕

ておき、たしかに植民地の地理的条件とそこでの支配隸屬関係が全く無関係ではないことは、ロシア植民政策の中でも国策的植民企業「露米会社」が占めた特異な地位からもうかがえる。この点について、やはりシャシコフが別の論文の中で、「露米会社」によるアレウート列島現地住民の酷使について、「南米のプランテーターたちのネグロに対する関係は、この会社のアレウート人に対する関係に比べ多くの点でより寛大であった」と誇張なしに言うことができ<sup>(36)</sup>る」と述べているのは注目に値する。これはひとつ極かもしないが、「露米会社」は本国から最も遠隔の地を開いていた紛れもない「現地住民の強制労働を用いるプランテーション」にはかならない。しかし本国に比較的近く、早くから農民的植民が展開していた西シベリアにおいてさえ、同様のプランテーションが成立する条件が十分にあり、現に一時期はそれが成立しつつあったことを、シャシコフの研究は示していると言えよう。

さらにシャシコフの論文「一九世紀におけるシベリア異族人」によれば、シベリア土着住民が土地を奪われ、隸屬していく過程は、一九世紀においても別の手段によって、すなわち「軍事的ではなく平和的、大部分は経済的な手段によって」継続された。シャシコフはこの時期の土地掠奪の方法として、暴力的な奪取、担保の取上げ、無料に近い

プ、ホローピ<sup>リ</sup>にされたことが繰り返し記述される。<sup>(33)</sup> 一方で、ロシア人による土着住民の奴隸化は明言されず、シベリアの貴族に隸属する従属人一般の中に「地元住民の一員もいたがロシア人もいた」という形で解消されており、しかも「そのような従属人〔ザヴィイシムイエ・リューデ〕の数は、シベリアでは、私的經營の小規模性との関連で、多くはなかつた」ことが強調されている。<sup>(34)</sup>

総じて近年のソ連の歴史学で力点が置かれているのは、シベリア植民の掠奪的性格よりも、その農民的性格である。例えば、シュンコフの研究に立脚してアボロヴァ<sup>リ</sup>が主張するところによれば、「西ヨーロッパ諸国家の植民地と異なり」、ロシアの民族地域は、最も遠隔のシベリアの辺境すら本国と地続きのために、ロシアの植民地は、アフリカにおけるポルトガルの、インドネシアにおけるオランダの、アメリカにおけるスペインの植民地よりも「自由農民植民にとって、より接近可能であった」のであり、「ロシアに併合された辺境へ滔々たる流れをなして向かれた農民植民は、その経済開発（農業およびその他諸業の発展）だけでなく、それら辺境の民族的個別性的の平準化の過程に少なからぬ役割を演じた」というのである。この主張は、ソ連国内諸民族の「接近と融合」という今日的課題を過去に投影したものと言えなくもないが、それはさ

借地を通じての占取、の三形態を挙げている。<sup>(37)</sup> また、土着住民がロシア人に債務奴隸として隸属したことについて、その関係は親から子に継承されたこと、「少数の異族人はこの悲運を免れた」が、「大部分の者はすでにずっと以前に商人・企業家・農民のカバラ<sup>リ</sup>的労働者となつた」とことを指摘し、そのうち、農民のカバラ<sup>リ</sup>に転落した土着住民については、「零落した異族人はしばしば、自分のユルタ〔天幕〕を引きずつてロシア人の村落へ行き、農家の傍にそれを張り、自分の一家をあげて農民のために働き、農民からはわずかの粗末な食事を受け取るだけである。……農民の債務奴隸は赤貧の農村労働者である」と書いている。<sup>(38)</sup> 農民的植民であつたから掠奪的ではなかつた、とは言えないものである。

さて、この節の終りに、「異族人」とは何であるかについて、少々付言しておきたい。

ロシア国家が一連の領土拡大過程で種々の周辺諸地域の土着住民を包摂したさい、一般に二通りの編入の方式があつたように考えられる。第一の場合は、併合前の社会構成に照應したロシアの既存身分のいずれかに分属させる方式であり、第二の場合は、本来のロシアの身分序列にはなかつた新設の身分に集團をまとごと編入する方式である。ヨーロッパ・ロシアの大部分、ボーランド、カフカースにお

いては概ね前者の方式による諸民族の包摶が行われたと見てよいであろう。オストゼー〔沿ベルト地方〕の騎士身分、ボーランドのマグナートとシラハタ、ウクライナのカザーク長老層、ベッサラビアのボヤーレ、グルジアのタヴァヂとアズナウル、ムスリムのクニヤーシ、ハン、ムルガ、ベク、アガラールといった諸地域の名門層に属する諸個人が併合後ロシアの貴族に格づけされたのは、その例である。

シベリア土着住民は、中央アジアとカザフスタン、ヨーロッパ・ロシアの一部（北部と南東部辺境）の土着住民、それに特異な存在としてのコダヤ人とともに、本来のロシアの身分体系にはなかつた身分に編入された。それが「異族人〔イノローツイ〕」である（身分法第七六二条）。

重要な例外として、カザーク身分に編入された土着住民が存在した。ロシア政府はザバイカル併合の当初から、本来のカザークだけではなく、ブリヤート人とツングース人をも加えて国境警備に当らせる措置をとった。当初は志願制であつたが、のち兵役義務制に変つた。一七六〇年代に、彼らはブリヤート・カザーク四個連隊、ツングース・カザーク一個連隊に再編成された。反乱を恐れた政府によつて、彼らは一八四〇年まで火器を与えられなかつた。

シベリア「異族人」の権利義務については一八二三年に

つた。<sup>(44)</sup>とくにスチーブナーヤ・ドゥーマ〔草原議会〕を頂点とする土着住民内の名門による内部統治が規定された点が重要である。この点について、クリヤフツェフは次のように書いている。「ノヨンの特權的地位は『異族人統治規定』もこれを認容した。第六三条によれば、同族間ににおいて公侯、ノヨン、タイシャ、ザイサン、シユレンガその他有名な身分を有する異族人は絶て、その身分を保持しその居住地域の習慣と草原法とが提供する名譽を享有しえることになつてゐる。……一八二二年の『規定』によればタイシャ及びその他の職席は世襲或いは選出にかかるものであつた。而してこの場合、彼らは、一定の期間ではなく、終身選出されるものとされた。事実においては、從来から去らなかつた。」

「異族人統治規定」について、先に引用した山本敏氏の「シベリア史概観」では、「彼〔スペランスキ〕は原地諸民族の特權的地位を固定し、植民政策を遂行する場合のツアーリズムの支柱とした」とだけ書かれている。このようない面はたしかに否定できないが、この法令がロシア人の側からする「異族人」内部問題への干渉に對して、少くとも「遊牧民」を保護するという面があつたこと、換言すれば農民自治に対応するような身分自治の法制であつた」と

シベリア総督スペランスキのもとで制定された「異族人統治規定」で定められた。<sup>(45)</sup>この法令は「異族人」をまず「定住民」、「遊牧民」、「浮浪民」の三つのカテゴリーに類別した。本稿の扱う地域に關係があるのはこのうち前二者である。この法令で「定住民」に属するとされたのは、「ブタルマのタタール人およびビイスクとクズネツクの若干の異族人のような定住農耕民」、「古来ロシア人村落に農夫として住む異族人」などであり、「定住民」は兵役義務の免除という一点を除いて、権利義務の上で国有地農民と同等とされ、行政上、郷に分けられた。こうして「定住民」にはアルタイ人の一部が属するとされたが、彼らは、一七世紀初頭にジュンガル支配下の山地アルタイからトムスクに來てロシア当局に帰順したアバクとその同族を嚆矢とし、定住生活に漸次移行した人々である。<sup>(46)</sup>

「遊牧民」に属するとされたのは、ブリヤート人、「ビイスクとクズネツクの異族人〔アルタイ人とショル人〕の一部」、サガイ人〔ハカス人〕、ツングース人、ヤクート人、オスチャク人〔ハントウイ人〕であった。このカテゴリーの土着住民は、一八二二年の法令によつて、兵役義務の免除、ヤサークその他の納税義務、慣習に基づく土地利用と行政組織などの点が規定され、以前の内部体制がひとまずその後も温存された点で、「定住民」と一定の差があ

を見落とすべきでない。この点、「異族人」の土地に居住することをロシア人に厳しく禁じたことは特徴的であつた。やがてこうした規定は死文化し、修正をうけるのではあるが。

#### 註

- (1) バルトリード（外務省調査部訳）『歐州殊に露西亞に於ける東洋研究史』（一九三九年）、三五二—三五三ページ。
- (2) 阿部重雄「十六・十七世紀の東ヨーロッパ諸國」、『岩波講座・世界歴史』15（一九六七年）、三八一ページ。氏の近著『ロサック』（教育社、一九八一年）にも同趣旨の記述がある（七一ページ）。

- (3) В. И. Огородников. Очерк истории Сибири до начала XIX ст. ч. II. вып. 3. Русская государственная власть и сибирские инородцы в XVI-XVIII вв. Иркутск, 1921, стр. 3.
- (4) ハルーン（外務省調査部訳）『スマラヴ民族の東潮』（一九四三年）、五一ページ。

- (5) クドリヤフツェフ（蒙古研究所訳）『ブリヤート蒙古民族史』（一九四三年）、七三一—一〇九ページ。
- (6) 三上正利「ロシア人の西シベリア征服と毛皮資源」、『史淵』84（一九六一年）、一〇一ページ。なお次をも参照。

- (7) 佐口透、前掲書、九五—九六ページ。なお次をも参照。従来「ホルツ（アガリツ）とされてきたのは誤伝に基づくものである」と指摘している。Е. Н. Евсеев. Экспедиция И. Д. Бухолца и основание Омской

- крепости. В кн.: Города Сибири. Новосибирск, 1974, стр. 47-59.
- (∞) История Казахской ССР. Т. III, Алма-Ата, 1979, стр. 48.
- (σ) ハサウエット (歴史概論)『ハサウエット歴史』(一九四〇年), 一九五〇年。
- (Ω) История Сибири с древнейших времен до наших дней. Л., 1968, т. II, стр. 56.
- (11) Азиатская Россия. СПб., 1914, т. I, стр. 81.
- (12) この点で本格的論及を行なつてゐるのは、前註(σ)を挙げた川上氏の論文である。
- (13) 加藤九祚『ハサウエットの歴史』(紀伊国屋書店, 一九六〇年)、七九一八〇年。
- (14) 木村英亮・山本敏『ハサウエットの歴史』(山川出版社, 一九七九年)、一八八〇年。
- (15) Огородников. Указ. соч., стр. 30.
- (16) ハサウエットの著書『十七世纪—十八世纪初頭ハサウエット植民史概論』は一九四六年に刊行され、のちに次の論文集に再録された。В. И. Шунков. Вопросы аграрной истории России. М., 1974, стр. 25-192. ハサウエット所説は、川上氏が「十七世纪ハサウエットの植民と農耕地開拓」『史稿』55(一九六〇年)の廿二詳細に紹介・検証される。
- (17) Огородников. Указ. соч., стр. 11-13.
- (18) Там же стр. 23.
- (19) Н. Суханов. Падение рабства в Сибири. СО, 1926,

кн.: Абсолотизм в России XVII-XVIII вв. М., 1964,

стр. 358-359.

- (36) С. С. Шашков. Российско-Американская Компания. Собр. соч., т. II, стр. 636.

- (37) Он же. Сибирские инородцы в XIX столетии.

Там же, стлб. 602-609.

- (38) Там же, стлб. 609, 613.

(39) А. П. Корелин. Дворянство в преформенной

России. 1861-1904 гг. М., 1979, стр. 44.

- (40) 参照、和田春樹「近代ロシア社会の法的構造」、「基本的人権」(歴史学)』(東京大学出版会, 一九六八年)、一八一八二二年、ねむる、原暉之「近代ロシアのロダヤ人およびダヤ人問題」、「愛知県立大学外国語学部紀要」8(一九七三年)、一〇〇年。

- (41) Энциклопедический словарь [Брокгауза-Ефрана]. Т. XIIIa, стр. 889. ハサウエットハ、前掲書、一五五—一五六。
- (42) С. С. Шашков. Сибирские инородцы..., стлб. 559.

- (43) Н. Овчинников. К вопросу о поземельном устройстве в Алтайском округе. АС, т. VII, (1907), стр. 21. ハサウエット、前掲書、一九〇七年。

- (44) С. С. Шашков. Сибирские инородцы..., стлб. 568-569.

- (45) ハサウエットハ、前掲書、三回目ハ、前掲書、一九〇七年。

- (46) 木村・山本、前掲書、一九一〇年。

ハサウエットにおける民族的諸関係 (原)

No. 1, стр. 147.

- (20) クレリヤフカニア、前掲書、一〇五頁。因みに、この本の原書名は、Ф. А. Кудрявцев. История бурят-монгольского народа от XVII в. до 60-х годов XIX в. М., 1940. である。残念ながら、一八八〇年代から一九一〇年代を扱った続編は何かの事情により出版されず、ウラン＝ウデのブリヤーヌ社会科学研究所に草稿として残されている模様である。(11)の註(2)に挙げた論文の

- ストリ 137, прим. 44. ハサウエット。
- (21) С. С. Шашков. Рабство в Сибири. Собр. соч. СПб., 1898, т. II, стр. 504-507.
- (22) Там же, стр. 507.
- (23) Там же, стр. 508-513.
- (24) Там же, стр. 517.
- (25) Там же, стр. 541.
- (26) Там же, стр. 520.
- (27) Там же, стр. 523.
- (28) Там же, стр. 524.
- (29) Там же, стр. 535.
- (30) Там же, стр. 542.
- (31) Там же, стр. 546.
- (32) Там же, стр. 548.
- (33) История Сибири, т. II, стр. 99, 105.
- (34) Там же, стр. 115.
- (35) Н. Г. Аполлонова. К вопросу о политике абсолютизма в национальных районах России в XVIII в. В

### 11 ブリヤーチヤにおけるロシア化と抵抗

一八九七年の国勢調査によれば、イルクーツク県とザベイカル州のブリヤーチヤ人は合計約二九万人（うち前者に四割弱、後者に六割強）を算えた。イルクーツク県では一九世紀を通じてブリヤーチヤ人の農業への移行、定住化が顕著に進んだ結果、世紀末までにその九割が農業人口であったのに対し、ザベイカル州ではアムール地方での穀物需要の伸びに対応して、ここで農業への移行がある程度進んだとはいえる。八割近くが遊牧人口であった。両地域のもうひとつ顕著な対照性は、イルクーツク県のブリヤーチヤ人においてはギリシャ正教の勢力がラマ教を凌駕していたとはいえ、依然としてシヤマニズム（統計の「他の非キリスト教」とはそれをさす）の信奉者が多かつたのに対し、ザベイカル州のブリヤーチヤ人においてはラマ教の影響力が圧倒的だったことである（表1参照）。

ブリヤーチヤのラマ教の浸透は一七世紀後半にはじまり、一八一九世紀にはロシア政府のラマ教僧侶保護育成利用政策を背景として、ザベイカルを中心に数多くのダンサン〔寺廟〕が建設され、布教が展開された。そのうち最大のものはグシノオゼルスキイ・ダツアン〔グシノエ湖

表1 ブリヤート人の職業・信教構成（1897年）

	イルクーツク県	ザバイカル州
ブリヤート人	108,867 (100.0%)	179,487 (100.0%)
牧 畜 農 業 業	6,449 ( 5.9%)	138,581 ( 77.2%)
正 仏 教 • ラ マ 教 他 の 非 キ リ ス ト 教	98,944 ( 90.9%)	36,115 ( 20.1%)
正 仏 教 • ラ マ 教 他 の 非 キ リ ス ト 教	45,365 ( 41.7%)	11,477 ( 6.4%)
正 仏 教 • ラ マ 教 他 の 非 キ リ ス ト 教	11,499 ( 10.6%)	164,659 ( 91.7%)
正 仏 教 • ラ マ 教 他 の 非 キ リ ス ト 教	51,978 ( 47.7%)	2,860 ( 1.6%)

Первая всеобщая перепись населения. т. LXXIV, стр. 64-67, 121; т. LXXV, стр. 60-63, 115. より算出。

廟」で、その座主がラマ教界の首長とされた。一八五三年の「東シベリアにおけるラマ僧規定」によつて、東シベリア総督の監督下に、ブリヤート・ラマ教界の首長＝バンディダ・ハンボ・ラマの下に全ブリヤート・ダツアンの支配を集中させた体制が確立し、以後、「十月革命まで効力を維持したこの規定により、バンディダ・ハンボ・ラマを頂点とするラマ教界は、合法的特權階級としてブリヤート民衆の上に君臨しつづけた。」革命前夜の一九一六年に、ブリヤートチャヤにおいて三六のダツアン、見習僧を含めて一万六千人以上のラマ僧侶が活動していた。その中心はザバイカルで、ホ

リ、アガ、セレンガの三地区だけでダツアンとラマ僧侶の三分の一以上が占められていた。<sup>(2)</sup>  
他方、ブリヤートチャヤへの正教の浸透は、征服当初からの「ヤスイリ」に対する強制的洗礼は別として、多少とも体系的な普及という意味では、やはり一七世紀後半、ダウリヤ宣教団の設置（一六八一年）とともにはじまつた。ダウリヤ宣教団がザバイカルへのラマ教の浸透の阻止に失敗して廃止されたのち、イルクーツク、ザバイカル両宣教団が組織された。ラマ教布教の中心がダツアンであつたとすれば、正教布教の中心は各地区に設置された宣教師駐在所（ミンオネールスキー・スタン）であった。両宣教団の管内に宣教師駐在所の数は、一八七〇年の一二カ所から、一八七七年の三五カ所、二〇世紀初頭の四一カ所と増加した。正教が最も普及したのは、イルクーツク県のイダ、アラル、トゥンカ地区とザバイカル州のクダラ地区であった。<sup>(3)</sup>

以下、ブリヤートチャヤにおける植民＝ロシア化の過程を検討するに当つて、まず宣教団の活動を見ておきたい。といふのも、「ロシアの宣教団の歴史は、広い意味で、ロシア国家形成の歴史、とりわけ植民の歴史と密接な関係がある」からである。<sup>(4)</sup>

ヴォルガ・ウラル地方のいわゆる異教「ヤズイチエスト

ヴォ」や、シベリアのシャマニズムの信奉者に対する正教宣教団の布教活動が、外面的で形式的な、しかもしばしば暴力的な洗礼の実施に終始したことはよく知られている。「多くの場合、洗礼は形式的であった。チュヴァン、モルドヴァ、マリ、コミ、ヤクート、ブリヤートその他の民族は軍隊や宣教師の圧力のもとに正教の外面的な儀礼を受容しただけで、数十年間にもわたつて先祖伝来の宗教を信奉しつづけていた。チュヴァシやマリの農民が関心を寄せたのは教会の教理ではなく、恩典と下賜品であった。宣教師の誇大な報告の数字を増加させながら、彼らは恩典をえるために、しばしば何度も洗礼を受けた。」<sup>(5)</sup>ブリヤートチャヤでの宣教についても、まさにこの外面性が当てはまる。「宣教団はブリヤート人の生活慣習の中に、キリスト教の單に儀礼的側面、何より洗礼を導入することに主たる関心を向いた。ロシア人の宣教活動のかかる方向の結果、今日、教えについても、何らの観念も持ち合わせない事実上の異教徒にとどまつているという状況が生まれている。」<sup>(6)</sup>

ガ流域の「異教」の少数民族の、正教教会に対する憎悪強制的洗礼は当然にも土着住民の反感を招いた。ヴォルガ流域の「異教」の少数民族の、正教教会に対する憎悪教徒にとどまつているという状況が生まれている。ガ流域の「異教」の少数民族の、正教教会に対する憎悪

は、一八世紀の農民戦争期に、蜂起したチュヴァン人、モルドヴァ人、マリ人による対地主と同様の対聖職者の襲撃となつて爆発した。<sup>(7)</sup>ブリヤートチャヤでは、第一革命期の大量の棄教という形をとつて同じ憎悪がはつきりと表面化した。ブリヤートチャヤの歴史家ギルチエンコは、「イルクーツク県とザバイカリエのブリヤート人住民のあいだの一九〇五年革命期は、なんばんずく受洗ブリヤート人のラマ教やシャマニズムへの大量『逸脱』によって特徴づけられる」とさえ書いている。

第一革命期に受洗ブリヤート人をして大量棄教に至らしめた歴史的土壤は、正教の宣教活動のあり方そのものによつて長年にわたつて準備されてきたのである。イルクーツク大主教セラフィームの一九一三年一〇月六日づけ、宗務院総監あての報告は、この由々しい事実を踏まえた、苦汁に満ちた総括を述べている。セラフィームは、歴史的現実に基づいて総括するならば、「イルクーツク教会監督管区〔エバルヒヤ〕内とりわけトゥンカ地区におけるブリヤート人のキリスト教から異教への大量脱落の事実を説明する次の命題に逢着せざるをえない」として、まず一八六〇年代までは、「ブリヤート人は地方政府憲側からの強制によつた」だけであつて、「受洗したブリヤート人は同族の異教

徒のあいだで暮らしながら、彼らと何ら異なるところなく、異教の信仰と儀礼に基づいて平穏に生活していた」と、次いで一八七〇一八〇年代においては、「できるだけ速かに、かつ多く、ブリヤート人に洗礼を施し、洗礼を通じて彼らをロシア人となすべし、という原則が体系的に実現され」、宣教師たちは「警察および地元異族人当局の支援」という「外的手段」に訴えたこと、外的な力によって集団的洗礼が広範囲に実現されたこと、さらに一八九〇年代になると、「世俗の権力の側からの宣教団に対する協賛は停止され」、恩典も下賜品も廃止されたが、このことに対応して「洗礼の希望者はいなくなり（物質的利益がない）、受洗者は種々の口実を設けてキリスト教徒としての義務を果たすのを避け、つとめて自分の子供を洗礼させまいと隠している」こと、などを指摘している。<sup>(9)</sup>

強制的洗例の実例として、一八九一年一〇月に東シベリア総督に提出された請願の中の一例を挙げる。請願人はクイタ地区のバティコフなるブリヤート人で、それによれば「請願人はクイタ異族人役場に出頭を命ぜられたが、そこでは主教アガファンゲルの来訪にちなんでブリヤート人の洗礼が挙行された。当初、アガファンゲルが臨席していた時は静かだったが、主教が宿舎に去ると役場の中は騒然としあげだした。郡警察署長と宣教師の要求に対応してバティコフが洗禮を断乎として拒否したあと、署長はカザーケークらに命じてこの男を羽交締にさせておいて、自身は司祭と一緒にになって洗禮に同意せよと要求しつつバティコフの顔や頭に猛打を浴びせはじめた。人事不省になるまで殴打されただバティコフは役場つきの監獄に入れられ、翌日も体罰を与えると威されたが、その夜脱獄し、ウルースや森に潜伏したのちイルクーツクへ出て「総督の保護を求め」た、といふものである。これは同年春の極東視察とウスリイ鉄道起工式の帰途イルクーツクに皇太子ニコライが立寄ったことに関連して、主教以下総出の「異族人」洗禮実施作戦が展開された中での一齣である。<sup>(10)</sup>

宣教団の威信の喪失は、セラフィームが指摘しているように、「一八九〇年代にはかなり頑在化していた」「受洗した異族人のユルタの中には、宣教師の前ですら憚られる」となしに仏教の崇拜対象が出現しはじめ、イコンは壁から下され、宣教師の訪問の直前に、または宣教師の要請をうけてその面前で新たに現われただけである」とセラフィームはこの時期の状況を述べている。「一九〇六年以後の状況について、セラフィームはこう書いている。「一九〇六年の雷鳴が轟いた時、一見正しく組織されしっかり確立されていたかに見えた事業は、足元に確たる基盤を欠いていたことが明らかになった。ぐらついた足場の上に

組立てられた砂上の楼閣であることが明らかになつた。強風が吹いたら、何も残らなかつたのである。」「一九〇五年以前これらの「イルクーツク郡内」三地区において受洗した異族人は男女一万名をも算えた。一九〇五年以来、ごく少数の一部（数十人）をのぞき、この地方のすべての受洗異族人ブリヤートは仏教（ラマ教）に移り、現在もそのままの状態にある。正教からのこの脱落は、一九〇五年四月十七日と一〇月一七日の詔勅の発布に引続いて起こつた。それらの詔勅により、ロシア帝国の住民には宗教上の自由が与えられ、『正教』徒に算入されながらその実、先祖伝來の信仰を奉じている異教徒にとっては、正教からの離脱と異教への乗り換えの最も十分な可能性が与えられたのである。<sup>(11)</sup>

シャマニズムを信奉するブリヤート人のあいだでの、ラマ教布教の成功とギリシャ正教布教の失敗という対照性は何に起因するのであらうか。一九〇六年に『シベリア問題』誌に掲載された一論文には、次のように書かれている。「早くも一七世紀に創始されたロシアの教会宣教の結果は、少しあとにザバイカルに現われた仏教がすでにザバイカルのブリヤート人の血肉に入り込み、現在それが恰も太古からの宗教であるかの觀を呈しているのに比して、今日においてすら、きわめてかんばしくない」が、ラマ教布

教の成功は、モンゴルのラマ僧侶たちが「気分においても、生活様式においてもブリヤート人に近かつた上、その教説をブリヤート人の言葉で語つてきたことにあつた。それに対して、ロシア人の宣教師は、といえば「もっぱら都市に住み、各地の行政当局の仲介を通じて自らの宗教をひろめることを考えてきた」、つまり「キリスト教は行政・警察的強制を通じて移植されたが、仏教は言葉と信念によってひろめられた」という違ひがあるのだ。<sup>(12)</sup>

現代ソ連の民俗学者も、ラマ教が土着的条件に適応し、シャマニズムの祭式を取り入れつつ布教したのに対しても、正教宣教師はラマ僧侶とは異なり、シャマニズムに対する妥協を許さず、「その完全な根絶に向けて公然の非和解的闘争を行なつた」ことを指摘している。一九世紀末、ヴェルホレンスクに近いレナ河のほとりにあった土着住民にとっての聖なる岩が、宣教団のたつての要求によつて、とくに爆破されたのをはじめ、供儀祭が行なわれる靈域が破壊された例は多かつたといふ。<sup>(13)</sup>

ブリヤートの若い知識人、ボグダーノフは一九〇七年に発表した「ブリヤートの『ルネッサンス』」の中で、一九〇五年の民族諸大会のうちブリヤート人社会生活において注目されるべき「二つの大きな事実」として、「北バイカル方言のための特別のアルファベットの創造」と「ブリヤー

ト・シャマニストの仏教の側への新宗教運動」とを挙げ、ツイベン・ジャムツアラーノによつて一九〇六年夏に設立された結社「ブリヤート民族の旗」も新アルファベットと仏教の普及を目的に掲げている、と書いている。この二つは、既成の正教<sup>15</sup>大ロシア的文化状況の変革という意味をもつたと考えてよいであろう。「新アルファベット」とは、おそらくラテン文字を基礎とするブリヤート語の転写法を指すものであろう。少しのちのことにつるが、一九一七年に若いヤクート人の言語学者ノヴゴロドフが、ラテン文字を基礎とするヤクート語の転写法を考案して世に問うたさい、「ザバイカル・ブリヤートの知識人の一部も自らの民族文字<sup>16</sup>〔モンゴル文字〕を排して、ラテン字母に移りはじめている」と述べているので、第一次ロシア革命期にはじまるブリヤートの「新アルファベット」が、十月革命後に「民族文化の新段階を創出した」と高い評価を受ける<sup>17</sup>「ノヴゴロドフの転写法」の誕生に、ひとつの有力な示唆を与えたことは十分考えられる。この意味でも、ブリヤート人の民族的覚醒はシベリア全体の中で先進的位置を占めたと言つてよい。また「仏教の側への新宗教運動」にしても、「教育の中心」という役割を果たしているダツアンの学校を、「西洋の諸学の教育」も含めた総合的教育機関に改編する構想が少くともジャムツアラーノにはあり、狹隘

な排外主義的民族主義と片づけるべきではなかろう。ところで宗教的反撥という形をとつて表面化したブリヤート人の民族的敵対感情の背景には、単に宗教上の問題があつただけではなく、土地の問題と、行政制度の問題をめぐる抑圧があつた。ジャムツアラーノによれば、ブリヤート人は「一世紀にわたつて地方官憲と宣教団、中央政府との闘争に持てるすべての力を費さねばならなかつた」が、この闘争はとくに「ニコライ二世の下で最高潮に達した」、というのも、農民長官「クレスチヤンスキー・ナチャーリニク」制と郷行政の導入により、「スペランスキーベーによってブリヤート人に与えられた自治の端緒が地上から抹消され」、「私的的土地所有の発展」をうたう法律により、「ブリヤート人の土地の削減が着手された」からであった。これは遊牧民の生活の根幹を脅かすものであった。

以下、スペランスキーピー認められてきた「異族人」自治の「抹消」を意味した、農民長官制と郷行政の導入について述べておこう。

農民自治機関の監督を主たる機能とするゼムスキーナチャーリニクは、一八八九年七月一二日制定のゼムスキーナチャーリニク法によつて制度化されたが、同法が適用されたのは土地貴族をともなう諸県であり、シベリアには適用されなかつた。しかし、移民の急増に関連して、既存

の農民行政制度では対応しきれることを認識したシベリアの地方当局は、ゼムスキーナチャーリニクをモデルとした新制度の導入をとなえた。東シベリア総督ゴレムイキンがその急先鋒であつた。ゴレムイキンの提案は一八九二年の内相あて上申にはじまるが、それを増補した一八九六年の上申の中で、ヨーロッパ・ロシアのゼムスキーナチャーリニクに比べて司法機能を狭める代り、行政機能を拡大する具体案が述べられている。これが基礎となつた内務省の案は一八九八年一月の国家評議会の審議で基本条項において合意をえた。意見が割れたのは名称であつたが、これも農民長官として一致が見られた。こうして農民長官に関する一八九八年六月二日法が制定された。農民長官は、制限された司法権限と並んで、移民関係事項や若干のゼムストヴァ所管事項も含む広範な行政権限を行使するものとされたが、後者の中には「異族人」に対する監督も入つた。一八九八年六月二日法は当初トボリスク・トムスク・エニセイ・イルクーツクの四県に適用されたのち、実施の成功を見て一九〇一—二年にシベリア全域に拡大された。ザバイカルへの適用を定めたのは一九〇一年四月二十三日法である。<sup>18</sup>

一九〇一年四月二三日法は、正式には「ザバイカル州遊牧異族人の行政および司法制度に関する臨時規定」とい

い、郷行政の導入と、一八二二年の「異族人統治規定」に基づく行政制度の廃止を定めた。前述のようにこの「統治規定」はタイシャ・ザイサンといつたいわば部族代表による統治と自治を定めるものであつた。これを廃止して郷といふ地域原則に基づく官僚制末端に再統合しようというものである。政府は「ザバイカリエのブリヤート人ウルースにおける地元の実権をタイシャやザイサンの手から、広範な権限を委ねた農民長官の手に移すことを必要とみなした」のであつた。

農民長官制と郷行政の導入は、ジャムツアラーノによれば、「ザバイカル州のブリヤート人およびツングース人〔エヴェンキ人〕の側からの大衆的で執拗な抵抗を呼び起こし」、「最良のブリヤート人たち」の逮捕、投獄、流刑という弾圧を伴つた。<sup>19</sup>一九〇四年二月にはザバイカル州のブリヤート人諸地区に戒厳令が発令された。因みにこれは日露戦争勃発の月である。

の基礎にあつたのは、ヨーロッパ・ロシアからの農民のための植民フォンドの形成という觀点である。政府の移民政策については次節でより一般的に検討することにして、ここでは、ザバイカルにおける植民フォンド形成の計画が一八九六年一二月一八日設置の「ザバイカル州住民の土地制度に関する審議会」において立案され、一九〇〇年六月五日の「ザバイカル州農民および異族人の土地制度の要綱」において法制化されたことをとりあげておきたい。

右の「審議会」の議長はシベリア鉄道委員会総務部長クロムジンが兼任した。クロムジンは、「遊牧異族人」が一八二二年の「異族人統治規定」によって土地権利関係で「全く特別な状態」にあり、このような現行法制は新しい土地制度の依つて立つ原則と矛盾する、との認識に立つていた。歴史家エグーノフは、それゆえに郷改革はツアリーズムの土地政策の構成部分、新土地法実現の前提条件となつた、と指摘している。<sup>25)</sup> 植民フォンド形成のために行政制度も再編成されねばならなかつたのである。ところで、一九〇〇年の「要綱」は、ブリヤート人が保有してきた土地は官有地であつて、それを定住農業者であると遊牧を行なう牧畜者であるとを問わず、均等に分与するというものであり、分与地の規模は男子一人あたり一五デシャチナ、と規定していた。この法律によつて、ザバイカルのブリヤー

州に導入された。ザバイカル州のブリヤート人居居住地域は一五の郷に分けられ、旧ノヨン（タイシヤ、ザイサン）に代る「新しいタイプの官吏」<sup>26)</sup> が出現した、といふ。

一九〇五年には、ヴェルフネウデンスク（一月）、チタ（四月）、グシノオゼルスキ・ダツアン（六月）、ツガリスキ・ダツアン（七月）でザバイカルの、また、イルクーツク（八月）で北バイカルの、民族代表大会が開催され、土地、自治、教育などの問題が審議された。ここで興味深いのは、ザバイカル州では「異族人」自治的な地方自治の要求が提起されたのに対し、イルクーツク県ではゼムストヴォ・タップの地方自治の要求が提起されたことである。双方の主唱者はそれぞれ「旧ドゥーマ論者」「スタロドウムツイ」、「進歩的ブリヤート」と呼ばれた。ソ連の歴史学者の用語法では、それぞれは、半封建的勢力ノヨン層と、ブルジョワ的勢力クラーク層の利害の表現者であった。両者が、両地域の社会的諸関係の相違を反映するものであつたことは確かであるが、この思想的分化の実態を詳しく明らかにする材料はない。

一九〇五年の革命期にはその前夜から引き続き、反土地

整理、反行政改革の民衆運動が展開された。この問題をめぐるブリヤート人の民族運動とロシアの革命運動との関係についても詳細は不明である。数少ない史料として、ボリ

ト人とエヴェンキ人は彼らの利用下にあつた六七八万デシヤチナのうち五〇〇万デシヤチナを失うことになった、といわれ、その公布はブリヤート人、エヴェンキ人のあいだに広く憤激を呼び起した。一万余の署名を集めたツアリへの請願書の中で、「限られた土地分与のもとでは、ブリヤート人の唯一の富をなす畜産は無条件に絶滅する」と、「穀作に向いた土地がなく、それにブリヤート人は古来遊牧の生活様式を営んできたので、かかる意外な改革は低発展段階のブリヤート人を死に至らしめかねない」ことが述べられ、「ブリヤート人が改革の考えに和解するまで五、六十年間」の改革延期が訴えられている。多数の署名を集めたツアリへの請願が組織されたことにも窺われるよう、反土地改革、反行政改革の運動はいわば挙族的な展開を見せた。のちにリンチノは、「すべてのシベリア少数民族のうちでブリヤート・モンゴル人は歴史的過去においてモスクワ征服者に対して最も頑強な抵抗を行なつた」とを誇らしく述べる中で、とりわけこの「プレーヴェの時代」に「まる三年間にわたる粘り強い組織的抵抗」を敢行したことを特筆している。<sup>27)</sup>

こうした民族的抵抗の中で、地方当局は土地整理法の実施に踏みきれず、行政・司法改革の実施にとどまり、郷行政と農民長官制が一九〇四年に一部地域を除くザバイカルに施行すべきかという問題を提起した、といふ。これをうけてヴェルフネウデンスク市委員会はツアリーズムの植民政策批判を行なつた、とシヤミヤツキーは一九〇六年の同市組織の活動について述べている。逆に言えば、ブリヤート人側から問題を突きつけられるまでは、ロシアの革命党に独自に民族問題に取り組む意図、少くともその余力はなかつた、ということである。

第一革命が退潮に向かつた一九〇七年、政府は延期されていた土地整理事業に着手した。また、これと並行して、一九一二年から一六年にかけてイルクーツク県でも郷行政が導入された。ツアリーズムの土地政策の結果、イルクーツク県のブリヤート人の土地は一八八七年から一九一七年にかけての三〇年間に半減し（耕地は三四%減、草刈地は六〇%減）、ザバイカル州のブリヤート人とエヴェンキ人の土地は一八九七年から一九一七年にかけての一〇年間に

(33) 深刻な土地不足の現象が、やがて多くの逃散があつた。

アホスカ。

註

(1) 若松寛「トヨタケルジル教」、『京都府立大学學術報告・人文』2号(一九七九年)、11—113—1。

(2) T. M. Михайлов. Влияние ламанизма и христианства на шаманизм бурят. В кн.: Христианство и ламанизм у коренного населения Сибири (вторая половина XIX начало XX в.). М., 1979, стр. 128-129.

(3) Там же, стр. 137-138.

(4) Энциклопедический словарь [Брокгауза-Ефона]. Т. XIX, стр. 446.

(5) История СССР с древнейших времен до наших дней. т. III. М., 1967, стр. 285.

(6) М. Братский. Очерк бурятского хозяйства в Балаганском уезде Иркутской губ. СВ, № 2 (1906), стр. 278.

(7) В. Гирченко. Страница из истории христианизации бурятского населения в конце XIX-го века. ЖБ, 1926, № 1/3, стр. 107.

(8) История СССР, т. III, стр. 285.

(9) Церковь и русификация бурято-монгол при паризме. КА, 1932 № 4(53), стр. 123-124.

(10) Гирченко. Указ. статья, стр. 99, 101.

- (11) Церковь и русификация..., стр. 119.
- (12) Там же, стр. 105, 123.
- (13) Братский. Указ. статья, стр. 278.
- (14) Михайлов. Указ. статья, стр. 130, 138. ロシアの行政機關の宗教的不寛容は、ハヘヌダヤ教徒に対するそれがよく知られてゐる(毛あたり、原、前掲論文を見てほし)が、「異教信徒〔ヤズイチニキ〕に対しても、ユダヤ教徒に対する「血の申傷」に対応するようなケースがあつたことは注目に値する。ギャルカ県下のヴォチャク人(今日のウドマルト人)農民に対して、彼らが異教の神に人身を犠牲に供したとの中傷のもとに行われた裁判事件で、一八九二年の搜查開始にはじまり、四年の七名の被告に対する有罪判決、控訴と差戻しを経て、九六年の第三審での無罪判決となり結着した「マルタン裁判」はその例である。 Советская историческая энциклопедия, т. IX, стб. 801-802.

- (15) М. Богданов. Бурятское «возрождение». СВ, 1907, № 3, стр. 39-40. パハダーヘトばモクノ・トイタの出立、ハヤハサガナ。カザン捕縦学校卒。内戰期にトタマノ・ヤマモトの命令で殺害される。ハヤムツカラーハはトガ・アイマク田舎、一八八〇年生あれ、イルクーツク師範学校卒。Сибирская советская энциклопедия, т. I, стб. 356-357, 905. なお、シャムツカラーハの生涯は(ソヤ、参照、田中紀彦『草原の革命家たち』(中央公論社、一九七一年)、175—111—1)。
- (16) С. А. Новгородов. Первые шаги якутской пись-

менности. Статьи и письма. М., 1977, стр. 33-34.

(17) Е. Поливанов. Революция и литературные языки Союза ССР. РВ, 1927, № 1, стр. 45-46, 48-49.

(18) Ц. Жамптарано О правосознании бурят. СВ, № 2 (1906), стр. 173-174. ハルスルの概念は「反動的」、ハルスルの概念は「保守的」。

История Бурято-Монгольской АССР. т. I, Улан-Удэ, 1954, стр. 409. ハルスル。

(19) Жамптарано. Указ. статья, стр. 168-169.

(20) 稲田「前記論文」[田中紀彦「ソシエテー・ソシエテー・ソシエテー]。

(21) В. А. Степынин. Крестьянские начальники Енисейской губернии. КПИ УЭ, т. IX, вып. 1(1957), стр. 127-136, 155.

(22) История Бурято-Монгольской АССР. т. I, стр. 383.

(23) Жамптарано. Указ. статья, стр. 170.

(24) Н. П. Егунов. Прения. В кн.: Особенности аграрного строя России в период империализма. М., 1962, стр. 283-284.

(25) Там же, стр. 285.

(26) История Бурято-Монгольской АССР. т. I, стр. 382.

(27) Егунов. Указ. статья, стр. 284-285.

(28) Э. Д. Ринчин. Бурят-Монголы Восточной Сибири. ЖН, 1921, № 11 (109), стр. 3.

(29) История Бурято-Монгольской АССР. т. I, стр.

### III. トヨタケルジル族の民族的諸関係 (略)

農民や逃亡鉱山労働者、ハスコーリキ「分離派信徒」の多くはカムカム河上流のウイモン峠谷にまで入り込んでロムの官憲から長期にわたって自立した生活を営んでいたことが知られています。

アルタイ地区（山地と山麓一帯を含む四〇万平方キロル<sup>2</sup>）は帝室官房地、すなわち帝室官房の管轄下にある皇族の所有地であり、これが法律によって農民の移民に開放されたのは一八六五年であった。<sup>3</sup>また、山地アルタイへの移民が公式に開始されるのは一八七四年であった。同年、山麓の農民がカトウニ河谷への入植許可を求めて請願を起したのに対し、トムスク県知事は、「異族人」の土地の不可侵を保証している法律は「異族人」を野蛮な状態に保つものであり、「異族人の土地に農民が入植するのを許可することは望ましい」との見解を示した。法律上は、一八一年に設定された遊牧民の境界線を越えてロシア人が移住することはそれまで禁止されていたが、事実上は、そのような禁止規定は決して遵守されず、すでに一八七四年の時点でカトウニ河谷には数個の農民村落と多くの占拠耕地「ザイムカ」が現存していた。

ところで、一八六五年と一八七四年の解禁以後にはじまる大量移民に先駆け、その序曲となつたのは宣教団の植民であつた。山地アルタイにおける宣教団の活動の開始は、<sup>4</sup>掌院マカリイが派遣された一八二八年とされている。宣教団の進出は土着住民の追い立てを伴つた。数次にわたり山地アルタイを旅行した植物学者ヴェレシチャーゲンによれば

（約三千デシヤチナ）一を所有している。現在、テレ

ソコエ湖から上流へ三五—四〇ヴェルスタまでの全チユルイシマン河谷と一部バシカウス河谷が修道院に属している。異族人は、耕作するにも放牧するにも一定額を支払つて土地を利用している。一デシヤチナの土地につき、耕作なら一〇ルーブリ、放牧なら大家畜一頭当り二〇コペイカ、小家畜一頭当り四コペイカ、ユルタ設置の場所代に一ルーブリ、切倒された丸太材は薪の伐採権料に五〇コペイカ、営業から一ルーブリ、等々。しかもこれが、一ブードの塩の値段が二ルーブリもする地方のことなのだ！ 土地利用に対して、修道院が徴収する支払は、異族人を甚だしく圧迫している。彼らは修道院に対して憎悪を隠そともしない。修道院の土地から去つた者も多い。こうした条件の下では、修道院の啓蒙活動など無きに等しい。たしかに、こここの異族人はみな洗礼を受けた。だが無論のこと、修道院の偶然的訪問者であるわれわれは、そのいくぶん金儲け的な性格に不快な驚きを味わされた。何につけ高い金をとるのだ。客を好遇するヨーロッパ・ロシ悲しむべき記念碑なのだ……。

彼らは実質上は昔ながらの暗愚な異教信徒にとどまっている。そもそも、修道院はアルタイ宣教団の活動の悲しむべき記念碑なのだ……。

ば、カトウニ河との合流点近くのマイマ河の谷にマカリイによつてマイマ村が開基されたのは一八三一年で、ここに宣教師駐在所ができると「カルムイク人はここから上流のチエボシ、マンジヨロクその他へ遊牧地を移した」といふのは、「宣教師たちは宣教師駐在所あるいは新規受洗者の村落へ五ヴェルスタ〔約五・三キロ〕以内に非受洗者が住むことを禁じたからである。」駐在本所が置かれたウララ村「のちのゴルノアルタイスク」も、一八三四四年まではアルタイ人の遊牧地であった。<sup>5</sup>歴史家ポタボフも、「谷間に建てられた宣教団の木製の八端の十字架は、植民のシンボルでもあり、手段でもあった。アルタイ人は十字架から半径五ヴェルスタ以内でシャマンの祈禱を行なうことなどが禁じられたが、そのためシャマンを信奉する住民は谷間の優良地を宣教団に残して、上の山奥に移り住むことを余儀なくされた。十字架はアルタイ人にとつて、恐怖心を起こさせる道具、一種の案山子であった」と述べている。

このようにして土地を奪われたアルタイ人は、修道院による苛酷な取奪を行うことにもなつた。この点に関して、時期的には下つて一九〇五年の観察であるが、ヴェレシチャーゲンは次のよう記録している。

「いまや修道院は広大な土地——森林と牧草地と耕地

アの修道院と何たる違ひだらう！」<sup>6</sup>

アルタイ地区は早くから農民移民に開放されたこともあって、一九世紀末に本格化したウラル越え移民の主要な移住先であった。移民問題の専門家カウフマンによれば、一八八五—九三年にトボリスク県経由でシベリアへ向かつた移民男女三二万九六三一人のうち、二四万四千人もの人びとはトムスク県に向かい、後者の大部分はアルタイ地区に入植した。<sup>7</sup>また、移民局編『アジア・ロシア』によれば、一八八四年から一九〇六年までにアルタイ地区に入植した男子農民は四〇万三七七〇人にも上つた。移民は山地アルタイまで行く資力を持たず、まずもつて山麓のステップの地域で、古参住民「スタロジールイ」のもとで雇農となる者が多かつた。山地アルタイにまで入つて、そこに占拠耕地を営んだのは、山麓アルタイの農民の中の実力ある分子、従つて何よりも古参住民であった。

一般にシベリア移民は一八九〇年代半ばまでは、政府の移民抑止政策のもとで、「無許可移民」が支配的であったが、一八九一年の飢饉と、一八九四—九五年の中部シベリアまでの鉄道臨時運行開始を背景とする移民の大量化によって、一八九〇年代半ばには、「無許可移民」を禁止してきた従前の法制は改訂された（一八九六年四月二七日のシベリア鉄道委員会決定）。これに続いて同年五月二三日に

は「トボリスク・トムスク・エニセイ・イルクーツク各県の官有地に居住する農民および異族人の土地制度の要綱」が発布され（ザバイカル州については前節で述べた）、さらに一八九八年六月四日には「土地分与規定手続、土地整理作業実施、並びに森林分与に関する条例」が発布された。これらの法令によつて、男子一人当たり農地一五、森林三、計一ハデシャチナの分与と、「國家貢租」・「森林税」の支払が規定された。<sup>(12)</sup> 帝室官房に属するアルタイ地区についての同様の規定は、一八九九年五月三一日の「アルタイ地区帝室官房地に居住する農民および異族人の土地制度に関する規定」で与えられた。<sup>(13)</sup>

こうして、移民行政の転換を背景として、植民フォンド形成的ための土地整理事業が山地アルタイでも日程に上ってきた。一八九九年五月三一日の法令は、「遊牧異族人」としてのアルタイ人をも一ハデシャチナの分与の対象とするものであり、このアルタイ人の土地整理によつて、アルタイ地区長官の計算によれば六〇〇万デシャチナ以上の土地が植民フォンド形成と租税收奪のために開放されることになった。<sup>(14)</sup> ところで、一八九七年の国勢調査によれば、トムスク県ビイスク郡の「タタール人」（総称だがここではアルタイ人）は四万一三〇九人であったが、その職業構成は農業が一万〇四〇九人（二五・一%）に対し、牧畜業

が二万七三八六人（六六・三%）であり、遊牧が圧倒的な生活形態であったことが分る。このような生活形態の基本的な無視に基づいて立案された九九年の法令は、アルタイ人遊牧民の側からばかりでなく、シベリア地方主義者、アルタイ地区のリベラル・ナロードニキ系の官吏の側からの抵抗にもぶつかり、ひとまずその施行は延期された。<sup>(15)</sup> ポタポフは一九三三年の著書の中で、「宣教団のにせよ、自由移民のにせよ、政府のにせよ、ロシアの植民の根底には、土地略取、露骨な強奪が区別なく横たわっていた」と明確に述べている。

一九〇四年にアルタイ人のあいだに興ったブルハニズム（ブルハン運動）は、こうしたロシアの植民に対する民族的抵抗として注目されるが、ソ連の歴史学におけるその評価の変遷もまた注目に値するものである。

一九二九年に論文「ブルハニズムの本質についての問題によせて」、また翌年に著書『オイロチャヤ』を発表した歴史家マメトは、既存の関係文献の大部分はブルハニズムを宗教運動として描いているが、それは無理からぬ事情にもよるのであって、同時代人の民俗学者クレメンツ<sup>(16)</sup>は被告チエト・チャエルバノフの無実を立証するために、チエトが指導した運動が純粹に宗教的な運動であることに力点を置かざるを得なかつたのだ、とした上で、クレメンツのエピゴ

ー・ネンがそれに留まつてゐるのを批判して、結論的には次のように述べた。

「運動の宗教的形態を否定するものではないが、われわれはブルハニズムを本質においてツアリーズムの植民政策に対抗して向けられたアルタイ人大衆の民族運動と規定する。この運動は、解体しつつあつた種族制度に代つて登場しつつあつた生成過程の土着商業資本のヘゲモニーのもとに経過した。それゆえに、ブルハニズムの闘争は、宣教団ツアリーズムの手先とすべてのロシア的なものに対抗する一方、古い生活・経済形態を代表するシャマニズムにも対抗したのである。」

当時『歴史家』マルクス主義者誌編集部にいたシェスタコーフは、マメトの『オイロチャヤ』に注目して、一九世紀末一二〇世紀初頭の民族解放運動の波は、とくにロシアの一九〇五年革命の影響下に、中国・イラン・トルコなど外国のアジアのみならず、ロシア帝国内のアジア地域をもまき込んだのであり、その一つとしてのブルハニズムの位置づけに成功しているとして、マメトの研究を高く評価した。<sup>(17)</sup> ところが翌一九三一年、『プラヴァダ』にマメト批判の一文が掲載される。それによれば、マメトの本は問題をアルタイ人対ロシア人の対立関係ととらえ、ロシア人一般を「カルムイク禍」との関連で直接非難する個所すらあるの

は問題であり、階級的観点が欠如しており、レーニン主義に敵対する把握である、またシェスタコーフがかかる反レーニン的な本を推薦しているのも見逃し得ない、という。ロシア人一般ではなく、階級敵たるロシア人クラークとアルタイ人バイこそが非難るべきである、というのだが、事柄がそれほど単純ではなかつたことは後段で述べる。またマメトの著書がこのようない批判に堪えないほど低水準だった訳ではない。それはとにかく、党機関紙上で學問的著作とその書評が叱責を受けること自体にただならぬものが書く。その後、一九三三年にポタポフ著『オイロチャヤ史概論』が出た。ポタポフは、ブルハニズムを第一に「植民地的抑圧に反対し、ロシア人搾取者たちの圧迫と専横に反対するアルタイ人農民の民族解放運動」として、第二に「勤労アルタイ人の民族解放運動を自己の目的のために利用せんとする」アルタイ人民族ブルジョワジーの、モンゴル人ラマと共同しての試みとして、とらえる必要がある、と書いている。<sup>(24)</sup> 微妙な差はあるが、この本とマメトの本との距離は大きくなはない。距離が大きいのは、この本と、同一著者による一九四八年刊行（一九五三年再版）の『アルタイ人史概説』とのあいだである。ポタポフは、後者において、ブルハニズムを民族解放運動とみることはできず、

アルタイ人の歴史における進歩的現象と考えることはできない、と述べ、旧著の自説を全面的に改めた。それどころか、ブルハニズムは「ブルジョワ民族主義者の助けを藉り、日本帝国主義者によつて組織された政治運動」、「日本帝国主義者によつて製造された反動的民族運動」であつた、というのである。<sup>(25)</sup> このような評価の大転換が生じたことの背景に、大ロシア排外主義の一時代が一九三三年と一九五三年との間に横たわっているという事実があることだけは確かである。また、近年のソ連史学では、この問題は完全に回避・無視されているようである。日本では近年、青木節也氏によつて、ブルハニズムにおける一切のロシア的なものを否定するラディカル性と、ブルハニズムの弾圧者の主力がロシア人農民であることに示される、ロシア帝国内の植民地被抑圧民族と植民者との非和解的対立性という問題が、はじめて喚起された。<sup>(26)</sup>

アルタイ人の間には、チンギス・ハーンの末裔で、再び帰り来るごとを約束して何處かに姿を隠したという口碑の英雄、オイロート・ハンの再臨が信じられていた。オイロート・ハンを僭称する人物は一度目は一八七〇年代、二度目は一九〇〇年に出現しているが、いずれも追随者を集めることは至らなかつた。<sup>(28)</sup> 救世主待望の空気が漲っていた一九〇四年五月、牧夫チエト・チャルバノフにオイロート・ハン

部の指団に従つて動いた」ことの根拠を求めようとした。無論、後者のような解釈は飛躍すぎている。ブルハニズムの基本的な思想は、祈禱の際の唄の中の次の部分に見られるのではないか。「新しいビイスクの大鎌、何故にそれはわれらの緑なす草を刈るのか。／トムスクの草刈機、何故にそれはわれらの潤い豊かな草をなぎ倒すのか。／天なる白い神は、アルタイからすべての森が切り倒されてしまつた、すべての土地が剥ぎ取られている、と苦言しておられる。」（次のようなヴァリアントもある。「新しいビイスクの大鎌、何故にそれはわれらの緑なす草を刈るのか。／荷馬車でやつて来た役人たち、何故に彼らはわれらを苦しめるのか。／トムスクの役人たち、何故に彼らはわれら縛られた者を苦しめるのか。」）右の一節に見られる通り、ブルハニズムは植民と土地掠奪、ロシア化に対する根底的なところでの抵抗の運動であった。

この未曾有の運動は当然にも当局を狼狽させたばかりでなく、周辺のロシア人農民を恐慌に陥れた。教会は警鐘を鳴らし、農民は武装し、女子供を避難させ、村ごと移住した所すらあつた。五月二八日のオムスクからの総督の訓電には「必要の場合は力の措置をも辞さず、断乎たる秩序回

の「お告げ」があり、このことがアルタイ人の間に広く知られた結果、「アク・ブルハン」「白い神」を崇拜するため、テレングの谷に人びとが集まりはじめ、八日後には四千人にも達した。「アク・ブルハン」との靈媒の役割を演じたのは、予言者チエト・チエルバノフの十四歳になる娘であり、「ヤルルイクチ」「聖なる人」と呼ばれたこの娘は毎日、山上に登つて靈媒を行ない、下山しては集まつたアルタイ人の前で祈禱を唱えた。<sup>(29)</sup> このような「お告げ」と祈禱は、そこにブルハニズムの基本的な思想が含まれているとして、マメトによつても、ポタポフによつても分析されている。「お告げ」の中の、「北の高く白い山！ 永らくお前たちはその前に頭を垂れてきた。だが白い山がもはやおほかならない。ロシアの貨幣の使用の拒否、ロシア的生活様式の拒否が様々に諷刺されている。祈禱の際の唄には、「われらがツアーリ、ヤボンは来れり」という一節があり、このオイロート・ハンと日本との同一視は日露戦争における日本の勝利への期待感と理解することができるであろう。ボタポフは一九三三年の著書では、この点に「『エボン・ツアーリ』へのアルタイ人の共感」を見たが、一九五三年の著書では「ブルハニズムの指導者らは日本の諜報

復措置を講ぜねばならぬ」とある。しかしそのために必要な兵力は極東の戦場に出征中で、地元には僅かの留守部隊しか残されていなかつた。六月一八日、ビイスク郡警察署長トウクマチエフは、ビイスク主教マカリイとともに現場まで二〇ヴェルスターのウスチ・カン村に到着、近隣の農民から成る「民兵」「ラートニク」を徴募すると命じた。その翌日の朝から同村へ農民が集結しはじめ、二〇日までにその数は一二〇〇人を算えた。彼らは郡警察署長を総指揮官とし、分署長に率られる三個の部隊に編成されて、火器を与えられ、二一日午前二時の鐘を合団にテレングの谷へ出撃した。三千人余のアルタイ人は突如四方から包囲された。郡警察署長はチエトとその妻と娘の引渡しを要求した。この命令に対し、無防備のアルタイ人はひるまずに無言で立つた。ユルタを襲撃せよ、との命令が下り、発砲がはじまり、多数の死傷者が出て、チエトとその家族、周辺の約三〇人が逮捕・連行された。実は、この襲撃・殺害は「第一幕」で、その後に「第二幕」、すなわち、バカイによればシベリア征服期に軍政官とその配下が行なつたのを思わせるようなユルタの掠奪がはじまつた。これを行なつたロシア人農民に罪の意識はなかつた、という。<sup>(30)</sup>

以上が一九〇四年六月の「テレングの谷の悲劇」のあらましであるが、この弾圧をもつてブルハニズムが終つたの

ではない。翌年の革命の諸事件と一〇月一七日詔勅はアルタイ人にも強烈な印象を与えた。その中で、アルタイ宣教団の報告によれば、「異教信徒＝シャマニスト」のみならず、新規受洗者までもブルハーン運動に公然と加わりはじめ、「今や信教の自由を知つて彼らは公然と『キリスト宗』からの離脱を口にした」という。一九〇七年に山地アルタイを旅行したヴォレシチャーギンは、ある地区の状況を次のように記録している。「周辺諸集落の異族人は受洗者に算えられているので、最近ここに、教会が建てられた。しかし彼らは無論、実質上は依然として同じ異教信徒のままである。当地の諸集落のうち自分をキリスト教徒と認めている異族人は僅か一人で、残りの新規受洗者はすべて公然と『ブルハニーチ』〔ブルハニ教徒化〕はじめた。」

ブルハニズムの中には、「お告げ」にも「カム〔シャマニズムのこと〕の手太鼓を焼き払え」なる一節が見られるよう、土着信仰たるシャマニズムの批判、民衆の宗教的改新という側面があった。ヴォレシチャーギンも一九〇七年の旅行のさい、「タイルガー」〔シャマニズムの犠牲獸の一種〕が見られなくなつたことを「数年前にはじまつた宗教運動との関連」において注目している。ブルハニズムにおけるこのような土着信仰批判は、この運動がモンゴル起源であり、ラマ教の影響下に山地アルタイで展開したとする

る。しかも両地域の新しい動きは、植民ヒロシア化に対決し、その意味で単なる宗教運動そのものではなかつた点で、あつたく共通しているのである。

第一次ロシア革命以後の植民と抵抗について、最後につけ加えておくならば、延期されていた一八九九年法の施行が反動期に日程に登り、一九一一年から一三年にかけて土地整理が実施されたといふ、第一次大戦期の一九一六年に「異族人」徵用令に対する反対闘争が起つたことが重要である。一九一六年の闘争は一九〇四年のブルハニズムの中心地を再び中心地とし、またオイロート・ベハの再臨の觀念を再びもよおしていた。<sup>(33)</sup>

## 註

- (1) 中村喜和「日本國白水境探求—ロハント農民のヒトセラトニヒトヤー」、金子幸彦編『ヒトセラトニの思想と文學』(恒文社、一九七七年)、五一—一五三三—マージュ、ヒトセラトニヒトヤー
- (2) アジアック。以下にも関連記事がある。П. П. Мамет. Ойротия. Очерк национально-освободительного движения и гражданской войны на Горном Алтае. М., 1930. стр. 25—26; Овчинников. Указ. статья, стр. 23—24.
- (3) Азиатская Россия, т. I, стр. 391, 412.
- (4) Овчинников. Указ. статья, стр. 15; Мамет. Указ. соч., стр. 33.

△ ハウトヒヒタク民族的諸関係 (原)

説明と関連がありそうである。この説明はマメトもボタボフも述べているところであるが、その根拠として両者が挙げているのは、ブルハニズムの中心地がモンゴルとの経済上・文化上の接觸の深い山地アルタイの南部であったという事情であり、さらにチヨト自身モンゴルに長く住んだ経験をもち、また運動の中核分子の中にはモンゴルで通訳をつとめたことがあり、ラマ教に通曉していたというアグイムチなる人物がいた、という事実である。<sup>(35)</sup> (チヨトの逮捕後の指導者はこのアグイムチであり、チヨト自身は一九〇六年五月の無罪判決による釈放後、平の「ヤルルイクチ」にとどまつたという)。この点、すなわちラマ教との関連性を踏まえて、ブルハニズムの教義に関して、マメトは、「ラマ教・キリスト教・シャマニズム・アルタイ人英雄叙事詩」といった種々のイデオロギーの影響のないまざつたもの」としており、ボタボフは、「相当程度において、特殊にアルタイ向けに適応されたモンゴルのラマ教」であった、としている。いずれにしても、宗教運動という側面に着目するならば、前節で見たような、一九〇五年を契機にブリヤーチヤで興つた、「シャマニズム」(名目上のキリスト教徒を含めて考えるべきである)「の仏教〔＝ラマ教〕の側への新宗教運動」と軌を一にした動きが、ほぼ同じ時期に山地アルタイでも勃興したこととの共通性が注目され

- (4) Мамет. Указ. соч., стр. 27.
- (5) В. И. Верещагин. Поездка по Алтaiю летом 1908 г. (путевые заметки). АС, т. X (1910), стр. 3.
- (6) Л. П. Потапов. Очерк истории Ойротии. Алтайцы в период русской колонизации. Новосибирск, 1933, стр. 117.
- (7) В. И. Вересагин. По восточному Алтaiю. Дневник путешествия в 1905 году. АС, т. VI (1907), стр. 31.
- (8) А. Кауфман. Переселение. Энциклопедический словарь [Брокгауз-Ефрон], т. XXIII, стр. 271.
- (9) Азиатская Россия, т. I, стр. 414.
- (10) Потапов. Указ. соч., стр. 116.
- (11) В. В. Тихонов. Переселенческая политика царского правительства в 1892—1897 годах. История СССР, 1977, № 1, стр. 113—115.
- (12) И. А. Асалханов. Сельское хозяйство Сибири конца XIX—начала XX в. Новосибирск, 1975, стр. 44.
- (13) Азиатская Россия, т. I, стр. 417.
- (14) Потапов. Указ. соч., стр. 121.
- (15) Первая сообщая перепись населения. т. LXXIX, стр. 191. 人口算出。なお、匪の國勢調査による統計数字上の信教構成は、「正教徒」一万八千一百四十五人(四四・一〇%)、「非キリスト教徒」二万一千〇〇〇人(五五・一六%)で、ラマ教徒は算入されていない。(Там же, стр. 90—91.)。
- (16) Потапов. Указ. стр. 121.

- (17) Там же, стр. 124.
- (18) ハ・ト・クルメンツは一八八一年に行政流刑となつた有名なナロームニキ活動家で、流刑地で民俗学調査に従事、九七年首都に帰り、一九〇〇年より一〇年に退官するまでも首都のロシア博物館民俗部門の長となり、アラカリダムの返還論理では被告側参考人として活動した。
- (19) Мамет. Указ. соч., стр. 621. 次も参照。Он же К вопросу о сущности бурханизма. РВ, 1929, № 7. стр. 211-213.
- (20) А. Шестаков. Рецензия. ИМ, № 15 (1930), стр. 163-164.
- (21) М. Тайшин. Против извращений национальной политики Партии. Правда, 6 апр. 1931 г. стр. 6.
- (22) Л. Мамет. Письмо в редакцию. Правда, 24 апр. 1931 г. стр. 6.
- (23) А. Шестаков. Письмо в редакцию. ИМ, № 22 (1931), стр. 184.
- (24) Погапов. Указ. соч., стр. 186.
- (25) Л. П. Погапов. Очерки по истории алтайцев. М. Л., 1953, стр. 350.
- (26) 『ハカ・ル・歴史叢書』(説明書は「九六一九年刊」)トハルクハバの頃田はなく、多巻本『ハカニア史』(一九六八年)やは片言隻句も記及されてない。
- (27) 青木、前掲(2)論文、四四一頁(カバー)。
- (28) Н. Бакай. Легендарный Ойрат-Хан. СО, 1926, № 4, стр. 119.
- (29) Мамет. Ойротия, стр. 14-15.
- (30) Мамет. Ойротия, стр. 13-14, 36-39; Погапов. Очерки истории Ойротии, стр. 183-185; Он же. Очерки по истории алтайцев, стр. 344-349.
- (31) Мамет. Ойротия, стр. 16-22; Бакай. Указ. статья, стр. 121-124.
- (32) Мамет. Ойротия, стр. 40.
- (33) В. И. Верещагин. От Барнаула до Монголии (путевые заметки). АС, Т. IX (1908), стр. 17.
- (34) Там же, стр. 15-16.
- (35) Мамет. Ойротия, стр. 58-60; Погапов. Очерки по истории алтайцев, стр. 351-352.
- (36) Мамет. Ойротия, стр. 48.
- (37) Погапов. Очерки истории Ойротии, стр. 183.
- (38) А. Данилин. Из истории национально-освободительного движения на Алтае в 1916 году. БК, 1936, № 9, стр. 36-44.

## 四 ルウガーハの併合

サヤン山脈の北側、ヒリセイ県最南のウス河谷に入植してウシノスク村を形成した最初のロシア人は、山地アルタイにおけると同様、「ハロガーナナ」を探し求めていた分離派農民であった。それは一八五〇年代といわれる。ウス河

谷は分離派の到来以前はトウヴァ人の遊牧地であった。優良地を占拠され、そこから締め出されたトウヴァ人は、夏季、分離派農民の下で雇農や牧夫として使役される者が多かつた。しかし士着住民の労役を広く利用して急速に豊かになつた分離派農民は、農業だけでなく、土着住民との交易にも手をひろげ、サヤンの南側のトウヴァに入り込んで占拠耕地〔ザイムカ〕や交易所〔ファクトリヤ〕を営むようになつた。これがトウヴァへの植民のはじまりである。<sup>(1)</sup>

革命後の一記事によれば、「ウリヤンハイのロシア人住民はアジア・ロシア、主としてヒニセイ・トムスク両県出身者であり、その大半は旧儀派である」という。この記事がその通りだとすれば、トウヴァへの植民は当初から一貫して、旧儀派(=分離派)がその中心を占めていたことになる。

ロシヤ政府は越境植民の問題について、清国との国境紛争にそれが発展することを恐れて、当初は慎重な態度をとり、積極姿勢への一転換とも考えられる一八八六年のウシノスク国境管区新設後も、越境植民の請願に対し「禁止もしないが許可もない」との回答を与えている。このような当局の曖昧な姿勢に暗黙の了解を見た農民たちは、既成事實をつくる形で入植し、トウヴァの当局の弱体ぶりと

買収に応じやすいその体質に乗じて、土地掠奪に積極的な活動を發揮した。実際、彼らの先駆者であるサフィヤノフらがサヤンの南側に入植した際、土着住民の抵抗を受けずに入植に成功したのも、そこを遊牧地としていたマアディの部族が遠くモンゴルに居住するノモンの管轄に属していたことにもよっていた。ここで清朝支配下のトウヴァの行政組織について簡単に見ておくならば、それはモンゴルと同様、ホション〔旗〕を基礎とするものであったが、その内部事情は複雑で一体性を欠いていた。ホションの名称とその下部機構たるスモ〔佐領〕の数、主要部分の土着住民人口は表2の通りであった(東部境界地方の①と南部境界地方の⑧⑨は人口のデータがない)。この表の九つのホションのうち、②③④⑤の四つは世襲支配者である「ダ・ノモン」によってそれぞれ統治された。それらは一つのアイマク〔盟〕にまとめられ、上級支配者たる「アムブイン・ノヨン」がそれを統轄した。「アムブイン・ノヨン」は他のホション支配者とウリヤスタイルの清国参贊との間の仲介者であり、同時に④を自己の直轄下に置いていた。この「アムブイン・ノヨン」に服属していなかつた①と、一九一年の少し前にその服属から脱した⑤はウリヤスタイルの清朝当局に直属した。残る⑥⑦⑧⑨の四ホションはモンゴルに在住するヴァン〔王侯〕に属していた。表の数字から

表2 トウヴァの行政組織と土着住民人口  
(1914—1915年)

ホシュン [旗]	人口	スモの数
①ハスト	4,000	4
②トジャ	7,900	4
③サルジャク	7,600	10
④オユナル	35,600	17
⑤ヘムチク (ダ・ホシュン)	1,200	2
⑥ベイセ		2
⑦マアディ・チョドウ		
⑧ニバズィ		
⑨シャルイク		
計	56,300	

P. Кабо. Очерки истории и экономики Тувы, стр. 65;  
H. Леонов. Урянхайский край до начала XX столетия.  
HB, № 3, 1923, стр. 408.

知られるように、遊牧が最も発展していたのは⑤⑥の両ホシュンで、それはヘムチク河に沿ったトウヴァ西部地方に当る。

農民の植民に統いて、商人と金鉱業者がトウヴァに活動の領域を求めた。商人は家畜を抵当とする売買によつて借

に対する不同意を述べ、現場に集まつた群衆が標識の設置はもとより、産出地の検分をも断乎として妨害したので、隊はやむなく引上げた。<sup>7)</sup>これ以後、ロシア人入植者の森林伐採・放牧・播種が妨害される事件がとくにヘムチク地方で続出した。この背景には植民推進政策への土着住民の強い反撥があつた。一九〇七年にウシンスク国境管区長官に任命されたチャキロフ二等大尉は大規模移民を推進し、「短期间にウリヤンハイ中央地方はロシア人集落と占拠耕地の網の目で覆われた」。<sup>8)</sup>こうした積極政策への転換は、入植農民経営数が一八八〇—一九〇六年の間の年平均六一七に對して一九〇七—一年の間の年平均六一六七に激増したことにも現われている。さらに一九〇八年に、ハイドウト（見張天幕）を設け、ロシア商品の搬入を禁じた。これに対して参謀本部将校ポボフの率いるロシア軍が出動し、ピケットを焼き払うなどの挙に出た。結局、事態はウリヤンハイ駐在ロシア領事と清国当局の仲介で收拾したが、こうした対立関係の尖鋭化は、ロシア政府の「ウリヤンハイ問題」の政策確定に拍車をかけた。一九一年、イルクーク総督を長とする審議会が設けられて、ウリヤンハイ地方におけるロシアの影響力強化措置についての審議が行なわれた。その会議録には、「移民の漸次増加にともない、

遊牧民ウリヤンフ人は自らを圧迫する白い客をますます惡意の眼で見ており、土地をめぐる遊牧民とロシア人のトラブルは、容易に爆發してきわめて深刻な事態に発展しかねない。國家権力の介入が要求されよう」と記されている。つまり、植民の保護、土着住民の抵抗の排除のため、ウリヤンハイ地方の軍事占領は必要不可欠との認識と方針がここで確定されたのである。残されていたのは占領の時期と形式の問題であった。

ここで中国に辛亥革命が勃発し、一九一一年一二月にはモンゴル独立宣言が発せられ、また同月、ウリヤンハイの中国出先機関はモンゴル軍に降伏するという事件が起こる。

これより先、中国商人のウリヤンハイ進出が、それを解禁した一九〇三年以来顯著になつて、彼らの商業・高利貸活動は、ロシア人商人のそれと同様、トウヴァ人を零落させていた。トウヴァ人は辛亥革命後の情勢に乘じてその翌年、中国人交易所を襲撃し、中国人を追い払つた。<sup>12)</sup>いまひとつ、ロシアのウリヤンハイ占領に有利な動きは、「アムブイン・ノヨン」職のゴムボ・ドルジがロシアの援助を得てトウヴァの国内統一を計らうとしたことである。一九一二年一月に召集されたノヨンたちの会議ではゴムボ・ドルジに代表される親露路線と、サルジャク・トジャーウ

ホション（中央部から東部にかけての地域に位置する）のノヨンの主張する親モンゴル路線とが対立した。同年一月十五日づけのロシア政府宛書簡において、ゴムボ・ドルジとオユナル・ホション代表は、「ヘルベト同様に仏教を保ち、教権代表を選び、ウリヤンハイを独立国と宣し、大ロシア国家の保護と庇護を要請する」よう決定した、と述べた。<sup>(13)</sup> この書簡はロシア軍による即時占領の要請が述べられたが、ロシア政府がとった対応は、政治的権限を附与された国境コミサールを派遣し、これを通じてノヨンやラマ教界と交渉をもち、トウヴァ人の上層を「手なづける」ことであった。「ウリヤンハイで最も人口の多いダおよびベイセの両ホション」のノヨンも「ロシア帝国への編入」についての請願をソチャーリに提出したのはこうした根回しの結果であった。

以上の段取りを踏んで、ロシア政府は一九一四年四月五日<sup>(14)</sup>にウリヤンハイ地方を正式にロシアに編入した。<sup>(15)</sup> このことについての現代ソ連歴史学の公式の評価は次のようなものである。「一九一四年にトウヴァはロシアに併合され、ロシア・シリーズムの植民地となつた。しかしそれにもかかわらず、トウヴァのロシアへの併合は客観的に巨大な進歩的意義をもつた。」<sup>(16)</sup>

しかし、ムカバが名実ともにロシアの植民地に転化し

が、それでも「客観的」とは「進歩」<sup>(17)</sup> などとは言ふべきではない。

## 註

- (1) Р. Кабо. Статьи истории и экономики Тувы. Ч. I. Дореволюционная Тува. М.-Л., 1934, стр. 135-136.
- (2) С. Д. Уриахайский край и Соврессия. ЖН, 1922, № 12 (147), стр. 5.
- (3) Кабо. Указ. соч., стр. 136.
- (4) Там же, стр. 64. 次参照。 Sevyan Vainshtein, Nomads of South Siberia: The Pastoral Economics of Tuvia, translated by M. Colenso, Cambridge, 1980, pp. 234-235.
- (5) Кабо. Указ. соч., стр. 121.
- (6) В. И. Дулов. Социально-экономическая история Тувы (XIX-начало XX в.). М., 1956, стр. 340-341.
- (7) Кабо. Указ. соч., стр. 142-144.
- (8) С. Нацов. Национально-освободительное движение тувинских скотоводов. НВ, № 19 (1927), стр. 51.
- (9) Дулов. Указ. соч., стр. 357.
- (10) Кабо. Указ. соч., стр. 144-145; А. Варанов. Уриахайский вопрос. Харбин, 1913, стр. 19.
- (11) Кабо. Указ. соч., стр. 151.
- (12) Нацов. Указ. статья, стр. 48; М. Сафянов. Колониальная политика торгового капитала в Танну-Туве. НВ, № 23/24 (1928), стр. 159-161.

## 参考文献

- 南シベリア遊牧民地帯へのロシア人の植民は一九世紀末から一九一〇年代にかけて活発化し、それに対して、世紀の交から第一次ロシア革命の前後に各地でロシア化と植民に対する抵抗が激化した。それらの抵抗は、山地アルタイにおけるブルハーン運動についてすでに指摘されているように、この時期に特徴的な「アジアの覚醒」の一部をなすと同時に、この運動や「ブリヤートのルネッサンス」が示しているように、内に一種の文化革命を孕んだ民族文化再生運動であり、ムスリムにおける「ジャガード・ディヴィズム」などロシア帝国内被抑圧諸民族の動向との点で共通してい

たうによって、ロシアの植民活動が露骨になつたことは当然の帰結であった。一九一〇年当時二一〇〇人であったロシア人人口は一九一六年には八一〇八人、一九一八年には一万一九五八人に増大した。またその間、一九一四年にビイ・ぐム「大エニセイ河」とハ・ぐム「小エニセイ河」の合流点にトウヴァで最初の都市（現在のクィズィル）が建設されたが、移民局官吏がベヨフはこの都市に「ベロツアーススク」「白帝の町」と命名した。<sup>(18)</sup> ロシア人商人の植民活動について歴史家カボは次のように書いている。「中國のトウヴァの支配権喪失まで、商人は賄賂など半ば非合法な手段に訴えねばならなかつたとすれば、トウヴァがロシアの保護領と宣言されたのちは、彼らは狂氣じみた精力を發揮してトウヴァ人の土地の止めどない強奪を展開はじめる。良心の苛責を少しも感じることなく、彼らはトウヴァ人の放牧地と耕地を奪つて囲い込み、遊牧するトウヴァ人住民に対してはこれを地味の瘦せた山間の峡谷に追いつめ、剩えタンヌ・オラ山脈の向う側に追い払おうとしたのである。」<sup>(19)</sup>

こうした公然たる土地掠奪に対してもこの時期のトウヴァ人民衆のとつた絶望的な闘争形態は、植民者の家畜の奪取＝馬の乗り逃げであった。植民者は馬泥棒を捕えれば打ち殺すのがふつうだった、といふ。<sup>(20)</sup> このような関係の形成

た。

南シベリアの遊牧民はかつて北はトムスクとクラスノヤルスクに至る広い領域を遊牧地としていたといふ。<sup>(3)</sup> ロシア人のシベリア進出により、彼らの生活圏は暴力的に奪われ、寸断されていった。そして本稿でとりあげた三地域の土着住民は、いずれも、かつて保有してきた土地＝生活圏の暴力的掠奪や寸断が極限まで深刻化する中でツアリーズムの崩壊を迎えることになる。従つて、以後の状況の中で土着住民の側から土地掠奪の清算が強く要求されたのは当然の成り行きであった。例えは一九一七年四月に発足した臨時ブリヤート民族委員会は、六月一三日づけ臨時政府首相・農相宛て電報の中で、移民に与えられた土地の返還を要求しているし、また、七月にビスクで開催され「アルタイ山地ドゥーマ」なる民族自治機関の設置を決めたアルタイ大会でも、山地アルタイにある旧官房地・修道院地を異族人の用益とする」と決議している。<sup>(5)</sup>

これら三地域における十月革命と内戦の経過は、民族運動に加えてロシアの革命と反革命両勢力が入り乱れ、複雑な対抗を示すことになるが、植民と抵抗という本稿で扱ってきた対立関係がこの経過においても貫かれており、しかもそれが革命と反革命の対抗にとっても重要な意味をもつた。この点についての事例を挙げて結びとしたい。

(8) マメトは書いていふ。

トウゲアでは、二月革命直後、ロシア人住民による第一回地方大会で、一片の土地たりとも現地人には与えぬと決議されている。一九一九年には、ヘムチクにおいてロシア人に対する土着住民の反乱が起き、ロシア人はそこから逃走していく。この運動は激烈な形態をとり、「平和な」住民への制裁をともなつたとはいえ基本的に革命的であり、中国とモンゴルの支援あつての反乱成功という事情はその革命的意義を低めるものではない、と一九二〇年代のある研究者は書いている。

以上のような事例が決して偶然でなかつたことは、本稿で検討してきた歴史的経緯から明らかであるう。

註  
 (1) Шестаков. Указ. статья (Речеция). 集木. 前掲②  
 論文、四五々一八。  
 (2) 参照、山内昌介「イカルム世界とロシア革命(1)」『トウガルマ・アフリカ言語文化研究』15 (一九七八年)、111〇~一八〇。  
 (3) Н. М. Ядринцев. Сибирь как колония. СПб., 1882, стр. 99.

(4) В. Гирченко. Этапы революционного движения в Бурятии. ЖБ, 1925, № 3/4, стр. 17.

(5) Мамет. Указ. соч., стр. 69.

ハサニアにおける民族的諸関係（原）

ブリヤーチャでは、すでに一七年六月の段階からロシア人農民によるブリヤート人の土地掠奪が目立つていたが、一八年春になると、ロシア人農民によつて六千デシヤチナの土地が暴力的に奪われ、その際、約一〇人のブリヤート人が殺害されるまでに事態が悪化した。事件を起こした農民たちは、「俺たちは土地を異族人のものとは認めない。人民のものとみなすのだ。土地を所有すべきは人民であつて、ブリヤートではない」と主張したといふ。<sup>(7)</sup> 一七年にロシア中央部から興つた農民革命による土地変革が、「民族地域」ではこのような歪められた形をとつていたのである。

山地アルタイでは、ロシア人村落に対するコルチャーコ反革命政権の懲罰隊の先鋒の役割を「土民大隊」が演じた。すべてのロシア的なものを掠奪と民族的抑圧の同義語だと思つてきたアルタイ人が大挙してこの「土民大隊」に投じたことがその背景にあつた。他方、土着住民との関係で特權層をなし、政府の植民政策に乗つて生活してきたロシア人はアルタイ人に對して敵対的であり、アルタイ人に敵対するためこそペルチザン運動に投じた人びとも多かつたと考えられる。「彼らにとつてアルタイ人に対する闘争は、奪つて自分のものにした土地を守るのみならず、さらに植民フォンドを拡大するための闘争でもあつた」と

(6) Гирченко. Этапы......., стр. 18.

(7) И. И. Серебренников. Мои воспоминания. Тиенцин. б. г., стр. 251.

(8) Мамет. Указ. соч., 91.  
 (9) М. Сафьянов. Танну-Тува в годы революции. СА, 1929, № 4, стр. 58, 62.

## 留題 | 謳 (雜誌名)

AC = Алтайский сборник, Барнаул; BK = Борьба классов, М.; ЖБ = Жизнь Бурятии, Верхнеудинск; ЖН = Жизнь национальностей, М.; ИМ = Историк марксист, М.; KA = Красный архив, М.-Л.; КГИ УЗ = Красноярский педагогический институт. Ученые записки, Красноярск; НВ = Новый Восток, М.; РВ = СВ = Сибирский вопрос, СПб.; СО = Сибирские огни, Новониколаевск/Новосибирск; ТНИЯЛИ УЗ = Тувинская научно-исследовательский институт языка, литературы и истории. Ученые записки, Кызыл.

(愛知県立大学助教授)